

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 2 号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 3 号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 8 議案第 4 号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 号 東白川村自然環境保全条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 6 号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 令和 7 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 9 号 令和 7 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 令和 7 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 7 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 7 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 7 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 東白川村と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について
- 日程第 19 議案第 15 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 20 同意第 1 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 2 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 3 号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 4 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 5 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 25 同意第 6 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 26 同意第 7 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 27 同意第 8 号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 28 議案第 16 号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 17 号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正

する条例について

- 日程第30 議案第18号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第19号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第20号 東白川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第33 議案第21号 東白川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第22号 東白川村社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第23号 東白川村公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第24号 令和8年度東白川村一般会計予算
- 日程第37 議案第25号 令和8年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第38 議案第26号 令和8年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第39 議案第27号 令和8年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第40 議案第28号 令和8年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第41 議案第29号 令和8年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第42 議案第30号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	今井竜生
総務課長	伊藤秀人	総務課課長	神戸正紀
会計管理者	田口こず江	村民福祉課長	安江真紀子
村民福祉課課長	桂川のぞみ	村民福祉課課長	安江由次
産業建設課長	今井信和	産業建設課課長	辻普稔
診療所事務局長	若井純	教育課長補佐	今井宣之
監査委員	安江裕尚		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 河田 孝

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江健二君）

ただいまから令和8年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江健二君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの11日間に決定をいたしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江健二君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和8年3月3日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江真治。

例月出納検査結果報告。

令和7年11月分、12月分及び令和8年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和7年11月分、12月分及び令和8年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和7年12月19日、令和8年1月27日及び2月20日。

3. 検査の結果 令和7年11月末日、12月末日及び令和8年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

○議長（安江健二君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江健二君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 樋口春市君。

○議会運営委員長（樋口春市君）

議員派遣の件を報告します。

次のとおり議員を派遣する。令和8年3月3日。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する。東白川中学校、令和8年3月6日、今井美道議員。

2. 「自然と共生する美しい村宣言」セレモニー、地域の活性化に資する。はなのき会館、令和8年3月14日、議員全員。

3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する。東白川小学校、令和8年3月25日、今井美道議員。

4. 濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議幹事会、産業の活性化に資する。郡上市、令和8年3月25日、樋口春市議員、安江真治議員。

次の議員派遣につきましては、既に議長決裁により議員を派遣しておりますので、読み上げませんので後ほどお目通しください。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認をされました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合には、議長一任で変更できることに決定をしました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江健二君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、一問一答方式で、義務教育学校について質問させていただきます。

村は、令和9年4月の義務教育学校開校に向け、準備を進めております。現在の東白川小学校は、昭和55年に越原小学校、神土小学校、五加小学校の3校が統合し開校いたしました。当時の村の人口は3,578人でした。それから46年が経過し、現在は人口が2,000人を切り、小学生69名、中学生41名となっております。少子化、人口減少の影響は大変大きいものがあります。

しかしながら、教育は田舎だから、都会だから、あるいは人口が多いから、少ないからといって、その価値が変わるものではありません。むしろ小規模であるからこそ実現できる教育の形があり、少人数だからこそ可能となるきめ細やかな教育、そして9年間を通した一貫教育の強みを生かすことができ、東白川村ならではの魅力ある学校づくりを進めていることが重要であると考えます。

そこで、義務教育学校の設置の目的と基本方針についてを伺います。

1つ目の質問です。

東白川村が義務教育学校を設置する目的と、目指す学校像はどのようなものかを伺います。

○議長（安江健二君）

教育長。

○教育長（今井竜生君）

今井美和議員の御質問にお答えします。

まず小中一貫校、義務教育学校について検討することになった背景として、村の人口減に伴う児童・生徒数の減少が上げられます。平成26年からは、少人数時代に対応した教育の在り方を求め、教育ビジョンを策定し、少人数をメリットとして活用する授業の構想や、PTA活動、児童会・生徒会活動等の組織の見直し、保護者の経済的負担の軽減等の対策や支援を行ってきた歴史がございます。

しかし、その時々々の状況に応じた対策は進めているものの、本村における子供の出生数は年間10人前後まで下がっており、近い将来、小・中学校は各学年10人以下の極小規模になると予想されます。そうなれば、学校の活気は乏しくなり、学校行事や児童会・生徒会活動、PTA活動等にも支障が出るのが懸念されています。

そこで、全校の子供の数を増やし、学校の活力を維持することを目的として、村の小・中学校を1つの一貫校に統合することにしました。小中一貫校の設置に関する検討委員会の話し合いにより、小・中学校を統合し義務教育学校を設置し、開校に向けた準備を進めることとなり、現在に至っております。

次に、目指す学校像についてです。

義務教育学校である東白川学園は、これまでと同様に村の教育目標である「村を愛し、よりよい生涯と社会を築くために、心豊かにたくましく生きる人間性の育成」を目指しております。これまでの小学校6年間の前期課程と中学校3年間の後期課程を合わせた9年間を通して、自信と誇り、感謝の心を持ち、未来をたくましく生きる子を育てていきたいと考えております。

そのために、一つの柱として、子供たちが主体性を持って取り組む学びを大切にします。受け身の授業ではなく、子供自らが考え、活動し、話し合うことで自分の学びとなります。また、小・中学校の先生方が一緒になることで、前期課程での教科担任制も進めやすいと考えております。

もう一つの柱として、人とのつながりを大切にしたいと考えております。現在も行っています地域の方や地域環境と関わるふるさと学習の活動や、小さい子から上級生までが仲よく心通わせて活動する縦割りや全校での活動を仕組みでまいります。

小・中学校が一緒になるメリットとして、前期課程の子たちは上級生を見て自分の目指す姿を描きやすくなります。また上級生の子たちにとっても、自分の姿に責任を持ってリードする意識や、より高い姿を示す意識が生まれることになり、よりお互いを高め合う関係ができると考えております。そのような活動を通して新しい学園の文化をつくり出していく、自分の将来や学校の伝統、自分たちの授業を粘り強くつくり出す学校を目指します。

それはすぐにできるものではなく、徐々に作り上げていくものではございますが、その経験は自分自身や仲間、学校に対する自信や誇りにつながります。自分の周りの人の支えに気づくことは感謝の気持ちにつながります。そのような営みがそれぞれの支えとなって、自分の未来に向かって

たくましく生きる子が育つと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番。

○4番（今井美和君）

目的、目指す学校像が今よく分かりました。

続いてですが、質問2に移ります。

義務教育学校開校までの具体的なスケジュールと現在の進捗状況を伺います。

○議長（安江健二君）

教育課長補佐 今井宣之君。

○教育課長補佐（今井宣之君）

御質問にお答えをします。

令和5年度の検討委員会の結果を受けまして、令和6年度から義務教育学校の設立準備委員会を開設させていただいて、2年間かけて今までに準備委員会4回、それから中身、細部の検討を行うために運営部会、教育課程部会を各3回、それから広報・庶務部会ということで4回開催をしてまいりました。また、今年度より各部会とも検討項目の詳細を一つずつ確実にクリアしていくといった形で、それを目標にしながら決められた課題をクリアするように進めている状況でございます。

まず教育課程部会の話でございますが、学校の教職員の方を中心にしまして学校のカリキュラム、それから学校計画の編成について詳細な検討を進めております。部会については、あくまで3回という形の開催をさせていただいていますが、実際は小学校・中学校の教職員の方に、空いた時間を活用して、不定期ではございますが、常に計画を立て続けていただいているという状況でございます。

そんな中で、教育委員会のほうで考える義務教育学校に向けた基本理念の素案に基づいて、小・中学校の教員同士が連携を取っていただきながら今でも検討を続けていただいているという状況でございます。

続きまして、運営部会になりますが、こちらは今年度学校施設の改修計画に関する内容の御確認をいただきました。基本設計、詳細設計において、学校の施設の改修計画をこちらのほうで立てさせていただいた内容につきまして、教室の不足数であるとか、小・中学校の統廃合に伴う設備の御確認をいただいて、その内容を盛り込んだ内容で、設計の完成という形で今度工事を迎える予定という内容にさせていただいています。

広報・庶務部会につきましては、非常に多岐にわたる項目の検討をいただいております。5月ですが、まず早速新しい学校の名称の募集について提案をいただきました。今年度の広報・庶務部会につきましては、基本的なテーマとしては、できる限りのことは子供たちに決めていただきたいというテーマの下で検討をいただいています。5月、学校の名称を公募させていただきまして、公募の結果から委員の皆さんに絞り込みを行っていただいた後、最後は小・中学生のほうにアンケート

を取らせていただきまして、「東白川学園」ということで名称の決定をさせていただいております。

それから、学校名以外ですが、校歌や校章、制服について今現在も検討を行っていただいているところでございます。その中で、校歌につきましてはいろいろな意見がありました。外部有識者の方、それから村にゆかりのある方からのアイデアを伴うような話もありましたが、最終的には既存の校歌を残していく方向でという教育委員会の意思もちょっと尊重をさせていただきまして、部会の方からは切離しをして、今後教育委員会主体で考えていくという形に変更をさせていただいております。

それから、校章でございますが、こちらについてはつい先日決定をさせていただきました。その経緯としては、事務局の方からデザインの提案も行いつつ、選定の方法について委員会のほうで審議をいただいたわけですが、中学生にもデザインを取ってほしいと。その中で、最終的には子供たちに決めてほしいという意思を尊重させていただきまして、事務局のほう、それから中学生のほうから代表のデザインを提出させていただいて、最後は小・中学生のほうでアンケート調査を取って、最多得票となったものを校章として決定をさせていただいております。

最後、制服でございます。こちらにつきましては、事務局の方の提案としては、あくまで現状維持という提案をしております。これはなぜかという、経済的負担ということ考えたときに、なかなか親さんのほうの負担が、どうしても新しい制服にすることで大きくなるのではないかと。このことから、うちは提案をさせていただきましたが、委員会としては、学校が変わるということで、心機一転で制服も一新するのはどうかといったような意見ですとか、ジェンダーフリーとかの今の世界的な情勢も踏まえて、子供たちが選べる制服、そういったようなことも提案をいただいて、今は少人数グループで引き続き検討を進めていただいているところになっております。

ここまでの各部会の検討内容につきましては、今度3月16日に今年度の進捗状況の報告ということで、最終的に準備委員会のほうに報告をさせていただきながら、情報共有を図って、来年度またさらに残りのデザインやスケジュールについて進めていくという流れで計画をしているところでございます。

ただ、今後の流れとしては、教育課程の詳細をさらに詰めさせていただいて、学校行事の再編などはもちろんではございますが、スクールバス運行等で登下校、それから学校の先ほど話しました校歌の最終決定、また中学校が抱えます部活動の地域クラブへの移行問題などありますし、今度学校が統合するに当たって児童の受入れ体制というものも真剣に考えていかないといけないということで、低学年の児童の預かり体制についても検討が必要です。

また、学校の改修工事については、非常にタイトなスケジュールでありますので、早期着工でございますとか、学校の木製品についても老朽化に伴うの入替えを計画しております。また、学校の開校に当たりましては、小・中学校の閉校、それから新しい東白川学園の開校に向けた記念式典の検討など課題は山積みの状況となっております。以上になります。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

いろいろな部会で検討されていることがよく分かりました。学校の名前も広報でありました。東白川学園と。とてもいい名前だと思います。そして、校章のほうも今決まってきたということです。

学校名、校章は決まりましたが、まだ校歌、制服、そしてスクールバスの運行、改修計画、閉校に向けた計画など、まだまだすごくたくさん決め事がありますので、本当にあと1年、4月の開校に間に合うのかなと心配になっていますが、計画を確実に進めるために体制はしっかり整っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（安江健二君）

今井教育課長補佐。

○教育課長補佐（今井宣之君）

体制についての御質問でございますが、ありがたいことに、今現在設立準備委員会のほうが中心となりまして検討事項の協議を行っていき、各部会のほうで慎重審議をさせていただいているということで、体制については特に心配をしておりません。

先ほど、私のほうから検討させていただいている事項についての内容を説明しましたが、学校のほうで教育課程の詳細が決まらなると残りが決められないという分野が非常に多く、今はそこについて進んでいるところでございますが、教育課程が順次決まってくれば、その内容についてのさらなる決定というのは、そんなに時間をかけずにできることかなというところで計画をしています。

また、今時点で言わせていただきますと、今度PTAの役員の方が委員の中心になっていることでもございまして、4月になるとまた委員の交代等ありますので、そちらのほうで、また残留していただける方もあれば大変ありがたいことではあるんですけど、今継続審議にしてしまうと、年度が替わったときにまた混乱が生じることも考えまして、年度を越える見込みのものについては、あらかじめ4月以降の検討とさせていただいているものもあります。

いずれにしても、課題の洗い出しの大半については、こちらでもう終わっていますので、慌てずに一つずつ課題をクリアしようというふうに計画をしております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

そうですね。大事業ですので、間違いないように、迅速に慎重に進めていってほしいと思います。

もう一つ、進捗状況についてですが、開校に向けて子供たちや保護者、そして地域の皆様の期待感を高めるために、今の状況や今後の計画など、もっと伝えたほうがいいのではないかと思います。今後情報発信や取組の周知については何かお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（安江健二君）

今井教育課長補佐。

○教育課長補佐（今井宣之君）

お答えをします。

現状については、学校名はまず決定しているときに広報についてお知らせをさせていただきました。今月の広報紙のほうで、また先ほど説明した校章の決定したデザインにつきましても公表を計画させていただいています。

内容について細かいところを順次広報できればいいなと思うのですが、今回でいうと、学校が新規の設立ではなく、改修といったこともございまして、なかなか学校の中身についての広報というのが住民に対して難しい部分もあるのが事実でございます。そういったところについては、現時点では特に例えば施設の内覧等も含め、計画はしていませんが、必要に応じてやっていきたいと思えます。ただ、大きな部分として、今度登下校がバス通学に変わるという前提で動いていることもございますので、そういったものですとか、また学校行事が大きく変わるといったような内容については、決定次第、保護者の方には順次お知らせをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

大部分がしっかり決定して、土台固めが完全に終わった段階では、当然住民の方も含め、広報紙等を活用させていただいて進めていきたいですが、今すぐお伝えできる内容というのがなかなかないという先ほどの状況でございますので、状況を見ながら判断をしていきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今何が行われているのかというのは、村民は情報が欲しいと思えますので、本当に時期を見て検討ということのお答えをいただいたので、小まめな情報発信ができればよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

教育内容、カリキュラムの特徴についてですが、義務教育学校として東白川村ならではの特色ある教育は何を想定しているか、小・中9年間を通じたカリキュラム編成の具体的な工夫はあるのかを伺います。

○議長（安江健二君）

今井教育課長補佐。

○教育課長補佐（今井宣之君）

教育内容についてですが、現在考えていることとして、系統的なふるさと教育、村民学とか東白川学といったような内容で、子供たちに地域のことについて教育をしてまいりたいというふうに考えております。

ふるさとを知り、ふるさとを愛する心を培う。ふるさとに住み、子育てをする人を増やす。ふるさとの発展を考え、行動する人を増やすといったことを狙いとして、発達段階に応じた学びを行っ

てまいりたいというふうに考えております。これまでの総合的な学習の時間での取組ですとか、学年で取り組んだ活動について整理をして、各学年ごとが9年間の系統的な学習になるように計画をしておるところでございます。

また、異年齢集団による協働学習の実施、それから社会生活において必要となる人とのつながりですとか、人との関わり、そういったものについては特に大切にしたい適応力ですとか、協働意識の育成を図りたいというふうに考えております。全学年が関わる縦割り活動ですとか、スポーツフェスタ、ハーモニーフェスタなど、学年を組み合わせる行事がこれからも考えられると思いますので、そういったものを目いっぱい考えていけたらいいなあということを考えているところでございます。

また、学校の行事や日課につきましても、現在のものを当然基本にしながらではございますが、調整をしたり、改善をしていく必要が当然ございますので、学校の先生方が中心となって進めている教育課程部会のほうで小・中学校の情報をそれぞれ共有しながら、本当の一貫教育になるように進めているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございました。

今のお答えの中で、ふるさと学習、ふるさと教育を柱とするということでしたが、最初の質問の目指す学校像でも教育長がお答えされましたが、このことについて外部有識者とか、地域人材の参画などというのは考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（安江健二君）

今井教育課長補佐。

○教育課長補佐（今井宣之君）

ふるさと学習とか、ふるさと教育に限らずですが、子供の学習状況の情報共有につきましては、青少年の健全育成村民会議の場ですとか学校運営協議会の場には必ず外部の有識者の方を入れていただきまして、意見をいただいているという状況の中で、子供たちに今現在伝えたいことと、あと新しくこういったものはどうかなという提案を常にいただきながら教育を進めているところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございました。

東白川村ならではの学習、特色ある事業になることを期待しております。

最後の質問です。

開校まであと1年、義務教育学校の設置は、東白川村の教育の将来を左右する大きな決断です。義務教育学校に通う子供たちや保護者が、この学校でよかったと実感できる学校運営を行うため、最も大切にしていきたいことは何か、教育長に伺います。

○議長（安江健二君）

教育長。

○教育長（今井竜生君）

お答えします。

東白川学園に関わる教職員、保護者、地域の方など全ての人々が、みんなで子供たちを育てていくという思いを持つことが大切だと考えております。村長がいつも大切にしてみえる「子供は村の宝」というキーワードを共通に持っていけたらなあというふうに思っております。

現在の小・中学校ともに、学校の先生方は本当に一人一人の子供をよく見て、把握して、対応してくださっています。小・中が一緒になって人数が増えても、同様に一人一人の様子を温かくつかんで、適切に対応を進めてまいりたいと思います。個々の力を伸ばすための鍛えの場であったりとか、それから困ったときに相談、話ができる関係づくりであったりとか、どの子も大切にしているという思いが伝わるような教育を進めてまいりたいと考えております。そのことが東白川学園でよかった、東白川学園大好きというような思いにつながると信じております。今後とも皆様の御協力をお願いしたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

思いが伝わってまいりました。

義務教育学校の設置は単なる学校の統合ではなく、東白川村の将来、未来づくりそのものだと感じております。子供たち一人一人が大切にされ、誇りを持ち、夢に向かって進んでいける学園となるよう、引き続き丁寧な準備と積極的な情報発信をお願いいたします。

村長が12年言われ続けてこられた「子供は村の宝」、その子供たちの笑顔あふれる学園の実現を願ひ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で地域防災体制についてお伺いをいたします。

先日、地域内の独居高齢者宅において火災が発生しました。幸いにも負傷者はなく、また近隣住宅、山林への延焼も防ぐことができました。これは、迅速に初期消火に当たられた地域住民の皆様、

そして消防団・消防職員各位の献身的な活動のたまものであり、まずもって深く感謝申し上げます。

一方で、現場や自治会からは複数の課題や疑問の声を寄せられております。今回の事例を教訓とし、地域防災体制をより実効性のあるものへと強化する観点から、幾つか質問をさせていただきます。

1つ目は、情報伝達体制について。

有線放送が鳴らなかった、いつから不具合があったのか分からないという声がありますが、情報伝達体制はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

総務課、神戸課長。

○総務課課長（神戸正紀君）

安保議員の質問にお答えします。

情報伝達体制ですが、以前は消防団を招集するため有線放送を使用しておりましたが、2011年頃から可茂消防事務組合で消防情報発信メールの運用が始まり、消防団との申合せによりメール受信のみで消防団が出動できる体制とし、村内への放送による周知は行わなくなりました。

鳴らなかったという声等については、今後どうするかは消防団と検討してまいります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

2011年からメールになったということですが、やはり現場では様々な声が上がりますが、どうしても一部の強い声やその場の印象に議論が引き寄せられがちであります。いろいろと話は伺っておりますが、防災は感情ではなく、備えであります。個別の意見に左右されることなく、制度としてどう機能するかという点で、次の質問をいたします。

初期消火に人手不足という声もありました。消防OBや居合わせた住民が安全に参加できる体制やルールは整理されているのか、自主防災組織との連携の現状と課題は何なのかをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

質問にお答えします。

体制やルールはございませんが、4月から消防OBによる火事等のみに出動する機能別消防団員を任命することとなっております。自主防災組織の皆さんには、消防機関が到着するまでの初期消火は重要で、総合防災訓練における消防団指導による消火栓の取扱講習などに参加をいただいております。人手不足や高齢化が課題であると認識しております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

それでは、消火器資材の点検体制についてですけれども、今回も消火のホース金具が消火栓に適合しなかったという実例があります。こういうものの規格統一、点検確認はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

質問にお答えします。

規格統一についてですが、消火栓の口径は65ミリですが、付随する格納箱に収納されているホース50ミリ等に適合する媒介金具、アタッチメントを取り付け、使用できるようにしてあります。

点検確認についてですが、防災訓練で自主防災会の皆様に点検確認をお願いしております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

そうすると、今の65ミリから50ミリになったということになっておりますけれども、これらの村民への周知及びアタッチメントの管理責任の所在はどこにあるのか、ここら辺もお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

総務課、神戸課長。

○総務課課長（神戸正紀君）

アタッチメントの管理責任の所在ですが、自主防災会の皆様と認識しております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ホースの劣化、穴空きについてですけれども、このときもありましたけれども、これも自治会の管理というふうになっておりますが、この管理の点検などが専門部署による定期点検の仕組みはあるのか、ここら辺はいかがですか、お伺いします。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

質問にお答えします。

専門部署による定期点検の仕組みはございませんが、以前に行いました消防団による消火栓ホース一斉点検を今後行う予定はあります。不具合のあったホースは、予算の許す範囲で交換を順次進めてまいります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

交換するといっても膨大な数になるわけですので、そこら辺のまずどのような点検方法があるのか周知徹底をして、防災訓練のときに伝達をしてほしいと思いますし、このときに、防火訓練のときに実放水がやりたかったんですけども、水槽の水が減るためにできないという問題が一つ上がってきておりました。この点に関して何か対策があるのか、お伺いいたします。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

質問にお答えします。

課題への対策はありませんが、防災訓練において要望があった場合、実放水を行えるよう調整させていただいております。消火栓は消防車両が到着するまでの初期消火には有効ですので、防災訓練で水を出さなくても、誰もが使えるようにする訓練は必要と考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

初期消火の重要性は十分に認識しておりますけれども、この防火水槽の容量、今回もあったんですけども、平均的な放水可能時間はどのぐらいなのか。今回は実際に20分足らずで空になったという声が上がってきております。こういう辺りの事実関係は、初期消火に対する、消防が来るまで待つのか、空になったらどうするのかというような観点も合わせて、この水槽の容量及び平均的な放水可能時間というのはどのぐらいなのか、一度お伺いします。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

質問にお答えします。

防火水槽の容量についてですが、40立方メートルが標準となっております。平均的な放水時間は40分ほどになりますが、放水の状況によっては20分から30分程度で水が尽きることもございます。

以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

地元には山の水なり、川の水なりをためておく防火水槽と、それからもう一つ使ったのは、村のある消火栓なんですけれども、これを、元をただせば村の多分消火栓の大本があると思うんですけれども、ここの最大の供水能力というのはどのぐらいあるのか、今おっしゃられた40立方の40分ぐらいなのか、それ以外にどのぐらいまで出てくるのか、この点をお伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

質問にお答えします。

消火栓の最大供給能力は算出できませんが、1つの消火栓で1時間使用できるように配水池の容量が想定されています。ただし水道水ですので、消火栓は消防署や消防団が水利確保できるまでの初期消火での活用となります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

確かに重要な生活水でありますので、おっしゃられることは分かりますけれども、今回も出しているときに、元がなくなるんじゃないかという心配声も上がっていました。実際に。

こういうのは、実際に多重に発生した場合、こういうふうな例えば五加、神土、越原と一遍にばあっと出ちゃった場合、消火栓をどのように対応を想定されているのか、お伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

質問にお答えします。

複数の火災が同時発生した場合は、火の大きさや危険度、延焼の可能性が高い順に消火栓での初期消火を行っていくことかと考えます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

火災の大小に差別はつけられないと思いますけれども、大変苦渋な判断になるかと思えますけれども、

ども、そこら辺の対応策、今後も十分討議していただきたいと思います。

そしてもう一つ心配だったのは、本当にそこで、無駄な水と言ったら失礼かもしれませんが、消火に使ってしまった場合の生活用水との兼ね合いというのはどういうふうになるのか、ある程度制限があるのか、ここら辺についてお伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

質問にお答えします。

制限はありませんが、想定している以上に消火栓を使用すると、広範囲での断水が発生するおそれがあります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

確におっしゃられるとおりでと思いますけれども、やはり防災は設備だけでなく、人の仕組みの総合力であると思います。地域任せにする部分と行政が担わなくてはいけない部分をやはり明確にしておいて、これからのことに踏まえた災害後の対応について、難しいかもしれませんがもお伺いいたします。

今回の火災において、消火後の片づけの支援はどういうふうになっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

質問にお答えします。

本村には片づけ支援制度などの補助金はありませんが、一般住宅などが火災に見舞われた場合、火災により焼けたもの、または消火活動により使用できなくなった家具、建具、衣類などを含む家財や家庭用品、日用品などの廃棄物、火災ごみですけど、役場からの証明を持参すれば、無料で可児市にありますささゆりクリーンパークに直接搬入することができます。

ただし、火災に遭った建物を建設業許可業者や解体工事登録業者が解体・撤去を行い発生した廃棄物は、建物の用途に関わらず元請業者に処理責任がある産業廃棄物になりますので、受入れできないことがあります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

やはり今言われましたように、被災証明の重要性というのはよく分かりましたけれども、これの発行手続と、実際にあつてはならん火災に対しての村民の皆さんというのは、どうなっておるんだ、どうするんだというふうなことがあるので、この周知方法というのはどういうふうになっているのか、もう一度お伺いします。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

質問にお答えします。

火事の場合は、火災証明を消防署へ申請いただくことになっております。住民への周知は行っていませんが、問合せがあれば手続方法等を御案内させていただきます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今回のように、被災された独居高齢者さんの世帯へのいわゆるアフターケアの体制というのは、この場所に限らず、村全体ではどのような体制を取られているのか、お伺いします。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 桂川さん。

○村民福祉課課長（桂川のぞみ君）

お答えします。

万が一のことがあった場合の独居や高齢世帯の方のアフターケアですが、大きく分けて、子供さんや身内の方が頼れる場合と、そうでない場合が考えられます。

身内の方を頼れる場合については、包括支援センターで把握をしている御家族などへ連絡をさせていただき、身内の方も含めてどういった方法がよいのかを検討していきます。逆に身内の方を頼れない場合については、村長の指示の下、福祉担当が中心となって、まず住まいの確保と生活支援について早急に検討していきます。中でも緊急性が非常に高い場合には、まず衣食住の確保をするため、村長の指示の下、福祉担当、包括支援センター、社会福祉協議会の協議により、せせらぎ荘への入居ということも想定しています。

いずれの場合も、まずは何より御本人の不安や困り事が解決できるように気持ちと状況に寄り添い、どのように生活していくかを御本人も含めて福祉担当と包括支援センターの職員と一緒に考えていく体制ができています。

また、今回の火災を受け、東消防署の協力を得て、消防署員と包括支援センターの職員とで2月26日に独り暮らしの方や高齢世帯の方のところへ火災予防の啓発に回らせていただきました。今後も、関係機関と共に地域の皆様の安心と安全を守っていきたいというふうに考えております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

今回の火災では、地域の結束と消防の迅速な対応により大きな被害を防ぐことができました。しかし、だからこそ見えてきた課題を整理し、次に備える責任が私たちにはあります。誰でも分かる、誰でも動ける実効性のある防災体制構築を求め、最後に村としてどのようにしていくのか、見解をお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

見解についてお答えします。

最も重要なのは、自助・共助・公助が有機的に連携することであると認識しております。特に火災のような迅速な初動が求められる場面では、住民の意識向上が不可欠であると考えております。誰でも分かる、誰でも動けるよう、訓練等を通じて迷わず動ける環境を整えてまいります。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今おっしゃられたことを迅速に構築できるように努めていただきたいと思います。

最後に、今回の現場で感じたのは東白川村の地域力の強さでした。誰かが声を上げ、誰かがホースを持ち、誰かが水を確保する。そこには助け合いの原点がありました。その尊い行動を無駄にしないためにも、防災は設備だけでなく、人と仕組みの総合力です。地域任せにする部分と行政が担うべき部分を明確にし、その尊い行動を無駄にしないためにも、制度や設備の側面からしっかりと支えていく体制づくりが必要であります。

地域の力と行政の責任が両輪となる防災体制の確立を求め、今回私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安江健二君）

ここで暫時休憩に入ります。

再開は40分からということでよろしくお願いを申し上げます。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、再開をいたしたいと思います。

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて、高齢者福祉についての質問をしたいと思います。

厚生労働省のホームページがあります。そこには福祉と介護の分野が取り上げられています。その中の介護と高齢者福祉の項目に「高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会の実現を目指して」と題して、「高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに取り組んでいます」と書かれています。

また、全国社会福祉協議会のホームページがあります。そちらでは、高齢者福祉については「長年にわたって社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有している高齢者が、敬愛され、生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことを目的に老人福祉法に基づいて発展してきました」と記されています。

これらのことから、高齢者福祉という目的は、生活が成り立つのかどうかだけにとどまるわけではなく、人として充実した生活が送れるか、尊厳を保ち続けられる生活が送れるかが重要であるということが分かります。

そこで質問になります。

全ての高齢者が尊厳ある生活ができる、敬愛されて生きがいを持って生活を送る、その実現をサポートするためには村で取り組んでいることがあるかと思います。それについてお答えください。

○議長（安江健二君）

村民福祉課、安江課長。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

桂川議員の質問にお答えいたします。

まず、高齢者が尊厳ある生活ができる、敬愛され生きがいを持って生活を送るためには、十分な高齢者支援サービスを提供することが必要です。

厚生労働省においては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しており、村でもその体制づくりに取り組んでおります。村の現状としましては、年々高齢化率が高くなっており、令和6年度末では45.2%、7年度末には46%に届くことが予想されます。

こうした現状を踏まえて様々な事業に取り組んでおります。具体的に申しますと、生涯にわたる健康づくりの支援として、高齢者のすこやか健診、さわやか口腔健診や各種がん検診を実施しております。また、人生100年健康増進事業では、身体機能の低下を防ぎ、100歳まで自分の足で歩ける体づくりを目指しています。

今年度は、体成分分析装置インボディを購入しました。健康まつりや秋フェスタで測定を行い、約100名のモニターが集まり、1回目の測定を終えたところです。こうした取組も村民の健康意識を高め、健康寿命の延伸につなげる重要なツールであると考えております。

また、必要に応じた介護保険サービスの提供はもちろんですが、介護予防の取組も重要と考えております。お達者クラブなどの介護予防教室や栄養改善教室、65歳以上の運転免許を持つ方には運転免許の更新対策講座を開催し、免許の更新に備えていただきます。免許証を返納した方には、つちのこバスを利用していただきますが、要援護高齢者や障害者の外出支援については、地域公共交通と連携し、医療機関等送迎サービスによる個別送迎を実施しています。住み慣れた地域社会の中で生活を続けていくための支援となっています。

次に、生きがいや敬愛の実現に向けては、地域社会とのつながりを深める必要があります。高齢者が社会参加しやすい環境を整えるために、シニアクラブやシルバー人材センターへの活動助成を行っております。また、神土交流サロン、五加交流サロンの整備、越原センターの運営補助などを行うことで、ひきこもり予防、生きがいづくり、健康づくりにつなげております。

中でも、令和6年度の神土サロンではカフェ機能が大きな集客効果をもたらしており、令和6年度の利用率は100%となっています。五加交流サロンは77%の利用率で、越原センターについてはシニアクラブのカローリングでの使用が全体の約半数を占めており、いずれのサロンでも活発な活動状況がうかがえます。サロンは単なる居場所の提供だけでなく、地域住民の安否確認、見守り機能といった介護予防・生活支援の基盤強化の役割も果たしていると考えます。

次に、複合的な福祉課題を抱える高齢者への対応には、見守り活動や地域のネットワークを活用することが重要と考えます。地域包括支援センターでは、24時間365日、みまもりホットラインによる相談受付を行い、生活上のあらゆる相談を受け、必要な支援につなげています。

なお、地域包括支援センターの相談受付体制に関する具体例につきましては、先日住民の方から、近所のお年寄りの様子がおかしいとの連絡が入りましたので、すぐに職員が駆けつけ、救急車を呼んだといった事例がありました。専用の携帯電話に連絡が入れば、休日でも相談に応じております。

また、独居高齢者世帯等には、2名のみまもり訪問員が定期的に訪問を行っています。7年度は年間550回ほど訪問活動を行い、支援へとつなげております。

問題解決に向けては、介護保険サービスの利用や社会福祉協議会に委託しております介護保険の対象とならない方のホームヘルパー事業、せせらぎ荘の村単デイサービス事業及び居住部門の生活援助員設置事業や配食サービス事業のほか、緊急通報装置の設置などにつなげております。

生活支援の取組については、独居高齢者世帯等、一定の条件の方へつちのこ商品券や、要支援・要介護認定者等の方にごみ袋の配付を行っています。こうした取組が、全ての高齢者が尊厳ある生活ができる、敬愛され生きがいを持って生活を送る、その実現のサポートとなっているのではないかと考えております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいま答弁をお聞きしまして、僕の最初の質問が、もしかしたら1か所、考え違いしていたなあということは今ちょっと反省しているところです。

何かといいますと、僕は、その目の前にキャンパスが当然のようにあるところへ絵を描くのが、尊厳ある、生きがいのある高齢者の生活だろうということで、何かしらそういうものを福祉の観点でサポートしていないかという答えがいただけるものだとちょっと思って質問を考えたわけですが、最初にありました、まずそれをするためには安心して生活をする。その上で初めて生きがいであるとか、尊厳であるということに至るということ、今課長の答弁を聞いておりましたら、まずやっていることを総括しますと、全体としては人として生きるためのベース、まずこれを村のほうでしっかりと準備します。そして、当然それにサポートをできる限りやっていただける。そして、今の課長の中に、実はその続きの話もありました。地域とのつながりを大事にする。この辺もシルバーですとか、シニアクラブですとか、それからサロンの運営等を通じまして、ただ単にキャンパスに、無地のキャンパスをつくったところで満足するのではなくて、そこにベースとなる下地を塗って、そこにそれぞれの住民の方、高齢者の方が自由に絵を描いていただける。ここまでを準備してあるんだと。この本当に力強い回答をいただきましたので、その続きを聞こうとしていた私としてはちょっと反省をしているところでございます。

ただ、今回の質問につきましては、村として例えば先ほどありました高齢者の比率が46%、ほぼ半数の住民が高齢者と呼ばれるときに、キャンパスを準備して、どうぞどうぞ絵をお描きくださいと言っただけで終わっているのですかという質問をもう一度加えていきたいと思いますが、一問一答方式ですので、その続きが、もし今の時点で、これがありますよというキャンパスの続きの絵を描くということをサポートしているというところがありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川議員の質問、ちょっと抽象的過ぎて、これ以上のことを何か予定しているかという意味かなと今お聞きして思ったのですが、まずは今、村あるいは社会福祉協議会が実施をしている福祉、全ての面についてのお答えができていたと思っております。

今後の課題として私が今考えていることをお話しすれば、お答えになるのではないのかなと思ひましてお答えをさせていただきますが、福祉計画だとか、介護保険計画だとか、障害者福祉計画とかいろいろ計画がございます。そういったときに、それぞれアンケート調査等も行いまして、今地域のニーズがどこにあるかというのを正確に把握して、これは法定業務でございますが、それに応える制度を充実していくというのが行政の仕組みであり、責任であると考えております。

そういった意味では、就任以来の12年間で私が描いてきた、キャンパスという言葉を借りれば、ある程度色は塗られてこられたかなというふうには自負はしておりますが、フェーズが変わったとい

いますか、その当時、家庭で高齢者の方を家族で介護しながら、そのお助けを老人保健施設で行うとか、あるいは社会福祉協議会が行うデイサービスセンター、ヘルパー派遣等でサポートしていくという体制のことで、大体の介護ニーズ、あるいは社会福祉・保障ニーズ等々が賄われていくのではないのかということが進んできましたが、最近、先ほどの高齢化比率でありましたけれども、どうしても老老介護、あるいは単身の老人の方の世帯が増えてきておる。そうすると、そういったサービスだけでは、その方が、今議員がおっしゃる尊厳に満ちた豊かな老後というような生活が担保できるかということに対しては多少格差が出てきておると。

このことは、実は村が整備しました老人保健施設である老健の利用率、16床あるベッドが今のところ平均で11床ぐらしか活用されていない。サンシャイン、白川町と共同でやっていますベッドのほうも待機者の数がうんと減ってきておる。デイサービスセンターにおいても利用率が低下してきている。こういったことの事象になって現れております。

今、どういう家庭での課題があるかということは、先ほど課長が答弁したとおり、いろんな形で意見を聞きながら、そのそれぞれの個別の課題に対して対応できる体制は、地域包括支援センター、在宅支援センター、いわゆる診療所、老人保健施設も含めて、村のほうでは体制を取っていておりますので、個別の案件についてはそれほど心配はしておらず、それぞれ適切なアドバイスができておるといふふうに考えておりますが、これからこの村の高齢化比率が50を超えてきたときにどんな状況が出てくるのかというのは、私もまだはっきりとは見えていないところがございますので、また先ほど申し上げましたとおり、介護保険計画や福祉計画の策定の折にしっかりと状況調査をして、それに見合った国や県の施策を活用しながらの事業を展開すべきだろうというふうには考えております。

なかなか具体的に、じゃあ何するのということでは今はないわけですが、今ちょっと思ったのは、生活の支援、特に買物支援、交通の便の確保、それから先ほど言いました状況ですと、最近宅配で食事の提供を受けたいという要望が結構上がってきているので、その辺のところの強化だとか、健康の保持、健康というか、豊かで、ある程度安定的な状況の中で家庭で過ごしていただける方については、これは村が診療所を持っているということ、これは非常に大きな強みであって、保健師の活動も同じ村の職員ということで、非常によその地域にはない特色ある活動が行われておって、それぞれがこういう形で困られたら、じゃあどういふ相談をしたら一番いいのでしょうかということ等を常にやっておってくれる。本当に職員の頑張りで支えられているのが現状ではないのかなと自分は思いながらも、今までやってきたことに対して、その大きなずれはなかったが、これからはちょっとフェーズが変わってきているよという認識を持って、今議員のおっしゃるキャンパスに新しい色を加えていく必要があるという認識でおります。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

12年間、特に村長になられるときに、高齢者福祉については何とかしたいよという皆さんに対してのお言葉と同時になられた村長さん、診療所の移転、それからサロン、まさにそれが今うまく、村長のおっしゃっている目的はほぼ達成しながら、その次の部分をどなたかにやっていただくという感じのベースができていくというお話だったと思います。

具体的に聞かれないから答えられないよということでしたので、先ほどの曖昧な質問をちょっと具体的にしたいと思います。

福祉の観点で質問を始めちゃったところで、どうしても福祉の観点でお答えいただきましたが、実は人口の半分ほどが高齢者である場合、文化であるとかスポーツというものをつかさどっている部分からの向こう側にいるのは実は高齢者なわけで、その辺を実は支えていくことが、すなわち結果として高齢者福祉の生きがいですとか、尊厳、そして社会から自分が必要とされているという住民相談会をも担保できているんじゃないかという観点の、もしかしたらどこかでお答え願えないかと思いましたので、少し具体的な質問に変えさせていただきます。

スポーツ、文化を支えることが、結果として高齢者福祉につながるであろうということで、これに対して村が今どう取り組んでいるから高齢者をサポートできるんだというお答えがもしいただけたらと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

豊かな生活をするために、文化活動や体育事業というか、スポーツ活動も大変重要な観点、このことに関しては、文化の面は文化協会さんがいろんなサークル活動、いわゆるクラブ活動を展開してみえます。ただ、残念ながら、一頃と比べますと人口減少とそれから高齢化の進展によって、それぞれの活動が後継者不足ということは否めないということを聞いてはおりますが、ここのところは、現在活動してみえる団体をしっかりとサポートしているということでございましたが、一面、議員も多分承知をしておっていただけるとは思いますが、私どもの村に郷土歌舞伎保存会があって、毎年すばらしい舞台を繰り広げられている。この団体の年齢構成になると、本当に高齢の方から全く今の青年層、壮年層の方までが一緒になって一つのことをつくり上げている。

こういう村づくりができていくということは、本当にこれもまた自慢話で、お互いに自慢できることではないのかなと思ってもおりますし、一方でスポーツ、体育協会さん、あるいは子供たちのスポーツ活動等も含めて、非常に活発に人口の割には行われていると思っております。残念ながら、人口が少ないのでいろんな競技はできませんけど、今一番運動をしてみえるのは、ひよっとしたら我々の世代よりも一つ上のいわゆるシニアクラブが行っているグラウンドゴルフだったり、ペタンクであったり、そういった活動の大会は何回も開かれておまして、私もその開会式に行って、いつも始球式にお邪魔して、下手くそと言われてきておるわけなんですけど、そういうような形で地域を支えるスポーツ活動も高齢者中心になりがちなんですけど、そういう形で維持ができておりますので、これからもその形をサポートしていく必要があると思っております。

じゃあ、子供たちと大人の交流はどうかというと、せせらぎ荘を訪問してもらったり、あるいはいろんな運動会等、子供の小学校・中学校の体育大会、運動会等にもたくさんの方が参加をいただいているような形の中で、子供たちと地域のお年寄りが触れ合っていく事業というのも幾つも予定というか、実施をされております。一つの例を挙げれば、保育園が地元の老人、シルバークラブと一緒に野菜を作ったということもありますし、いろんな形で交流が行われておりますのもいい形ではないのかなと思います。

文化とか、いわゆる体育活動が、その地域のお年寄りの健康増進とそして心のゆとり、豊かさを持っていく。そういった行事については引き続き村としての御支援もしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の村長のお答えで、最初の質問が福祉というところからスタートしたことによって、いやいや、スポーツとか文化ということもと言いました。そして、もう一つのキーワードである高齢者というところも、村長のお答えを伺っていますと、特に高齢者だけをサポートするのが村の役目ではなくて、住民全体をサポートすることが、ひいては年齢構成のこともあって高齢者のサポートにもなっている。

それと、村長がおっしゃったすばらしい点は、高齢者だけをサポートするより低年齢をサポートすることで、一つの輪として活動していたことが、ひいては高齢者自身が尊厳を持った最後というか、尊厳を感じることでできる活動につながっていくであろうということをお答えいただきました。本当にありがとうございました。この村が、高齢者のみならず全ての村民を大切にしておられるということがよく分かりました。

これもちまして、私の本日の質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安江健二君）

ここで暫時休憩に入ります。

午前11時03分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、議会を再開いたします。

◎議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第6、議案第2号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第2号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について。東白川村公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

指定管理施設、指定管理者、指定の期間につきましては、さきの全員協議会で御説明したとおりの内容ですので、本日は割愛をさせていただきます。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 東白川村公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第7、議案第3号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第3号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定について。東白川村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

計画の内容、変更箇所につきましては、さきの全員協議会で御説明したとおりの内容ですので、

本日は省略をいたします。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第8、議案第4号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸正紀君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第4号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

提案理由は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により、内容を整理し、補完し、所要の改正を行うものです。

初めに、全員協議会で質問があったことに回答してよろしいでしょうか。

○議長（安江健二君）

はい。

○総務課課長（神戸正紀君）

それでは、桂川議員より全員協議会での質問にお答えさせていただきます。

上位法令では、措置をできるのは特定空家に限られているとのことについてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、法での措置は特定空家等に限定されております。一方で、新旧対照表6ページ、改正条例第8条に規定する緊急安全措置については、通行人や近隣住民の生命、身体に重大な危害が及ぶ事態が迫っている場合、その危険を回避するために行う措置でございます。

特定空家等の認定には一定の手続と時間を要しますが、緊急時においては、認定を待つ間に被害が発生するおそれがございます。そのため、条例においては対象を「空家等」とすることで、認定前の段階であっても、切迫した危険がある場合には必要最小限の緊急または応急措置を迅速に行えるよう規定するものでございます。

緊急安全措置は、あくまで地域の安全を担う自治体の責務として法を補完するもので、公衆の安全を確保するための手段であり、実施に当たっては、措置の内容を必要最小限の措置に限定することで憲法が保障する財産権と公共の福祉の調和を図っており、適正な運用に努めることとしております。地域住民の安全・安心を第一に考え、法の趣旨を逸脱することなく適法かつ正当に運用し、法と条例を適切に使い分けることで空き家対策に万全を期してまいります。

次に、9ページ、改正条例第10条については、周辺環境の悪化を早期に解消するためのものです。村民からの要望に迅速に応え、地域の安全・安心をきめ細かく確保することが可能となります。法に基づく強制執行とは異なり、管理不全な状態を早期に解消するためのものです。所有者に対し、自ら管理を行うように促すとともに、困難な場合には村が最小限の措置を行うという合意に基づく運用を基本としております。

こちらも法の趣旨を逸脱することなく、適法かつ正当に運用し、法と条例を適切に使い分けることで空き家対策に万全を期してまいります。

次に、質問のありました調査についてお答えします。

8ページの立入調査は、6ページの改正条例第8条1項に規定する緊急安全措置について規定していますので、5日前の通知等の項目は削除させていただいております。

緊急安全措置に付随する立入調査は、村民の生命、身体に重大な危険が及ぶ事態が目前に迫っている場合、その危険を回避するために行うものであり、適切な応急措置を講ずるためには、損傷状況を正確に把握するための立入りが物理的に不可欠でございます。

なお、このような緊急時において、刑法上の緊急避難の考え方、あるいは行政法上の即時強制に基づき、こちらも必要最小限の範囲であれば違法性は阻却されるものと解釈しております。

以上が質問に対する回答ですので、よろしくお願いたします。

それでは、本文につきましては、全員協議会で説明済みですので省略し、附則のみ読み上げさせていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

全協の際の返答を持ち合わせていないということに関しては返答いただきましたが、僕も前回、全協で初めてこの改正案を見せられて、その場で調べた範囲の中で質問させてもらったわけですが、あの後ちょっと調べてきた結果、まず大前提としてちょっと皆さんに分かっておってほしいことがありまして、条例というのは、違法性をもって違法であると認定された時点で、どんな条例であっても無効になってしまう、要はつくっていないのと同じになってしまうということがまず1つ。

それから、今回僕が一番懸念しているのは、この条例は民間の建物に対する立入りの可能性が職員に出てしまう。これが、この条例が有効ならば違法ではないんですけど、もし無効となってしまうと、幾らこの条例があっても、その職員はまず違法になってしまいます。命令を下した、この場合ですと首長、村長も違法になってしまう。

この違法であるということは2つの懸念がありまして、刑事罰に値する場合だと刑法に触れます。それから民事訴訟の場合、これが違法であるという立場で裁判を行いますと、圧倒的に不利な状況が生まれるということ懸念した上での質問になるということをもまず前提に置いておいてください。

では、その先ほど言われました、課長が言われた阻却されるであろうという判断ですけれども、実は法というのは、上位法令が許可されたものを拡大していい場合と拡大しちゃいけない場合というのが存在しておりまして、今回は拡大適用されていく、要は特定空家にだけ適用されている要件を空き家まで広げていってしまう。それと手続上も、いきなり村長が最初に措置を行ってから、後で報告すればいいというその部分は、実は上位にはありません。この2つが担保されていないということは、この時点で、つくられた条例が違法である可能性があるということで、今この懸念の質問をしているわけです。

それからもう一個、軽微な措置ですけど、9ページです。

9ページの軽微な措置というところには、細かく規定をするという言葉が実はあったんですけど、ここは「規則に定める」というところで逃げてありますが、その本文の中に、残念ながら「防犯上」という目的が書いてあるほうが……、10条、防犯上……、ありました。失礼しました。

9ページの10条の、手元の資料ですと、4行目に「防犯上又は保安上の支障」とありますけど、実はこれ緊急措置の場合は、「保安上」は緊急なんですけど、「防犯上」というのは予防的・予測的反応なので緊急に値しない。要は、もしかしたら犯罪が起きるかもしれない、もしかしたらあの人は犯罪を犯すかもしれないというのは緊急措置の対象にならなくて、まさに今犯罪を犯そうとしている、その段階で初めて緊急措置が作動するというので、この文面にも実は「保安上」だけでよかったと思うんですけど、多分そこに「防犯上」を加えてしまったために、緊急という条件を満たしていないような気がします。

この2点で、どちらが、片方が有効であっても、その下に違法性の感じられる文面が残っている

ことで、条例そのものが、万が一裁判の折に相手の弁護士等から、これは条例そのものが無効であるとしなつて、結果が、裁判長が無効であると指定した瞬間から、今度は不法侵入であったり、民間の持っている財産をいたずらに破損したという今度は訴訟につながっていくわけですので、ぜひとも慎重な考えで、こういう条例はつくっていただきたいということで、今具体的に言いました、まず拡大適用というのはこの場合はすべきではないという部分と、それから「保安上」だけならまだしも、「防犯上」は緊急措置の条件としては法的に不適合であるという点についてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課課長 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

軽微な措置ですが、議員がおっしゃる緊急性というものではなくというか、法に基づく強制執行とは異なり、管理不全な状態を早期に解消するための行政指導の延長線上にあるもので、先ほど申しましたが、合意に基づくものを基本としておるので、緊急性という概念では組み立ててはおりませんし、建物が倒れそうなのでカラーコーンを置いたり、本当の軽微な措置の条文になっておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

それと、法の拡大適用ですけど、こちらのもので特定空家に限定してしまいますと、本当に何もできないことになり、その点で逆に何もしなかったと言われ、不作為による賠償責任を問われることも考えられますので、そちらも御理解をお願いいたします。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

これ、先ほど手続を取っていると緊急措置ができない可能性があるとおっしゃいましたが、実はこの空家等対策の推進に関する特別措置法というのは、もともとこの法律がなくても行政執行はできるんです。ただし、本当に行政執行しようと思うととんでもない時間がかかるのをクリアするために特定空家というのを規定するための法律であつて、実は特定空家を規定するまでの間は時間がたっぷりあるんです。

要はどういうことかという、台風ごときで、風が吹いたごときで近隣に危害を及ぼす建物は、事前に特定空家まで持って行っておくと。ただし、その時点でいきなり措置ができるわけではなくて、そこからは手続があるんだけど、例えば持ち主がその手続に応じていない間に台風が来たと。そんなときに答えを待ってられないから行く。そのために特定空家までは、危ないと思っている建物を早く認定していくことが大事なんです。これが村長に、この場合、国から求められていることなんです。

特定空家まで指定しておけば、どんな緊急措置でも取れるんだよということがこの法の元の立てつけにあるので、時間がなくてできないということのを避けるために特定空家というものをきちんと

認定しましょう。それさえしておけば、もうあとは台風が来たときは、特定空家だけを中心にチェックすればいつでも措置ができるという、これが元の法に書かれていることなので、法の趣旨を曲げないではなくて、手続をきちんと取って特定空家にしておくというのが今回の法の一番のメインの趣旨であって、措置ができるかどうかは、もともとこの法律がなくても行政代執行というのは手続さえ踏めばできることになっていましたので、そこを回避するための法律であるということをもう一度ちょっと認識した上で、ちょっとこの法に関する解釈を再度質問という形でお答え願いたいと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

答弁じゃなくて、相談させてください。休憩にして。

○議長（安江健二君）

暫時休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（安江健二君）

会議を再開いたします。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいま桂川議員から質問がありました件、上位法令との整合性だとかいうことは法律論に入っておるので、我々は空き家に関する協議会で司法書士にも一応見ていただいておまして、県にもこれでどうでしょうかということもやりながら、職員がつくった条文を適正と考えて提出をしております。その条文の解釈については、課長が答えたとおりの解釈で実施をしております。

緊急性云々の問題もありますし、防犯の問題も、確かに法律論を言えばもっと深いものがあるのではないのかと思って、私も専門家ではないので、議員の答えが間違っているともよう言いませんし、合っているともよう言いません。これは事実です。

それから、今回特定空家法に指定した物件、これは緊急性云々の問題があって、地域からもたくさんの方の要望を聞いておるので、いつでも措置ができるために指定をしたというところだけは御理解をいただいております。予算化しなかったのは何でやという質問もこの前あったと思うんですけど、それはかなり高額な解体費用がかかる。これの村費を使っていいのかどうかという議論はまだ進んでいないので、予算化はしなかったということを全協で若干予算説明の中で触れさせていただいた。そういう状況での議案の提出でございますので、この後は議会の皆さん方の御判断に委ねたいと思っております。以上です。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

6番 桂川一喜君。

それに先立って、これは反対の討論ですか。

○6番（桂川一喜君）

というか、1人やもんで。

○議長（安江健二君）

いや、分からん。それは分からんもんで。

○6番（桂川一喜君）

違う違う。

○議長（安江健二君）

反対の討論でいいですか。

○6番（桂川一喜君）

反対の立場です。

○議長（安江健二君）

分かりました。

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

反対の立場で討論をしたいと思います。

質問の中でも言ったわけですけど、今回は村民の利益というものをどうしたら担保できるかという事で思案された条例であることは重々承知でありますけれども、万が一これが違法性が存在していますと、誰に危害が及ぶかと考えましたら、命令を下す首長は腹をくくってください。当然分かっているやりますから。

問題は、職員が違法性がないと思って動いてしまった後、違法性が認められたときに、刑法、それから民法において訴えられるのが必ず村長とは限りません。これは共犯の立場にあってしまいますので、なので、それを実は僕は守りたくて、この条例はもう少し慎重に職員の安全を確保した上で、全ての行政の行動ができるというためのシェイプアップをしてほしいということで質問と、それから、ただいまやっている討論は、このまま出来上がると、住民の確かに利益というのを言いたいことは分かりますけれども、職員の安全確保というのも大事な村長、そして議会の役割でもあろうかと思っておりますので、あえてこの条例につきましては反対の立場での意見を言わせていただきます。

○議長（安江健二君）

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどの8条、この緊急安全措置については、やはりこういったものを、先ほど課長の説明があったとおりで、これがあることによって職員が対応できるということで、先ほどの10条、軽微な措置については、先ほど課長があったように、具体的に想像してみますと、カラーコーンを置くであるとか、トラロープを張るであるとか、そういった中に入ってまで、家の中まで入って行って何かをしてこいという指示は当然出ないと思うので、この条例文によっても、6番議員が懸念されているような部分はかなり払拭されると。軽微な部分と安全、特別な緊急措置ということですので、この条例文を通していただいて、私も空き家対策の委員でありますけれども、これからの東白川村の空き家対策がやりやすくなっていく、緊急性がなくなっていく、こういったことに寄与するのではないかと、賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（安江健二君）

ただいま反対の討論と賛成の討論、1名ずつ出ました。

それでは、これにつきまして採決を行いたいと思います。

これから議案第4号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

それでは、挙手によって決定をしたいというふうに思います。

まず賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

それでは、反対の方。

〔反対者挙手〕

賛成が5名、反対が1名ということで、この条例につきましてはそういうことで決定をいたします。

議案第4号 東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第9、議案第5号 東白川村自然環境保全条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

議案第5号 東白川村自然環境保全条例の一部を改正する条例について。東白川村自然環境保全条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思ひます。

東白川村自然環境保全条例の一部を改正する条例。

東白川村自然環境保全条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の11ページを御覧ください。

改正内容につきましては、2月の全員協議会で御説明をしておりますので、要点のみを説明させていただきます。

題名を「東白川村自然と共生する美しい村づくり環境保全条例」に改めます。

また、前文を次のように改めます。今回の改正につきましては、自然資源の持続可能な利用などを盛り込んだ、時代に合った対応となるよう前文を改正するものでございます。

12ページから14ページにつきましては、第1条から第7条までとなり、「保全」の次に「と自然資源の持続可能な利用」を加えるなどの改正となります。

15ページにつきましては、第8条の改正については、同項第1号中「建築物」の次に「、発電施設等」を加えます。

第8条に第5号を追加し、規制する行為として、1ヘクタールを超える面積の山林を皆伐することなどを加えます。

続いて、16から17ページにつきましては、第9条の見出し中「届出」を「変更命令」に改め、「又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害を防止するために」などを加えます。

18ページにつきましては、第10条では原状回復命令となる行為などを加えます。

18ページの下から3行目になりますが、第18条の罰則につきまして、罰金の「3万円」を「30万円」に改めます。

以上が改正内容でございます。

本文にお戻りをいただきたいと思ひます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村自然環境保全条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村自然環境保全条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第10、議案第6号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

議案第6号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例について。東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和8年3月3日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例。

東白川村火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の21ページを御覧ください。

改正の内容につきましては、2月の全員協議会で説明をしていますので、朗読は省略させていただきます。

今回の改正につきましては、今年の1月1日から始まった林野火災注意報と警報の制度が運用されましたので、その名称を追加するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

以上で説明を終わります。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

これをもちまして暫時休憩といたします。再開は13時ということでよろしくお願いいたします。

午前11時42分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、ただいまより議会を再開いたします。

◎議案第7号から議案第13号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第11、議案第7号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から日程第17、議案第13号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第7号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。令和7年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,903万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,409万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。令和8年3月3日提出、東白川村長。

2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費。

繰越明許費とは、令和7年度中に事業が完了、完成できないため、議会の承認を経て令和8年度に繰り越すものです。

それでは、款項、事業名、金額の順に読み上げます。

2款1項、【重点支援】調整給付金事業（給付金・定額減税一体支援）、121万円。

2款1項、【重点支援】消費者生活支援事業（地域振興券）、5,765万4,000円。

2款3項、住民情報処理費（旧氏及び旧氏の振り仮名表記等システム改修業務委託料）、74万3,000円。

3款1項、【重点支援】社会福祉施設省エネ化事業（せせらぎ荘施設照明LED化工事）、53万8,000円。

7款1項、地域産業活性化対策事業（プレミアム商品券発行事業）、400万円。

8款2項、防災安全交付金事業（村道黒川東白川線法面点検業務委託料）、682万円。

8款2項、道路メンテナンス補助事業（小峠橋補修設計委託料）、700万円。

8款2項、道路メンテナンス補助事業（佐広橋補修工事）、1,225万円。

9款1項、消防施設管理費（穴沢消火栓修繕工事）、146万9,000円。

11款1項、農業用施設等災害復旧事業（公共農地・農業用施設災害復旧工事）、2,975万2,000円。

11款1項、農業用施設等災害復旧事業（村単農業用施設災害復旧工事）、441万9,000円。

11款2項、道路橋梁災害復旧事業（公共道路災害復旧工事）、3,080万円。

11款2項、道路橋梁災害復旧事業（村単道路災害復旧工事）、100万円。

11款2項、河川災害復旧事業（公共河川災害復旧工事）、3,451万9,000円。以上でございます。

次のページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正。

債務負担行為とは、令和8年度中に支払う義務を今年度中にあらかじめ予算で約束しておくことで、今年度中に相手方と契約できるものです。4月1日からの年間契約のため、今年度中に契約を行い、次の年度以降に支払うお金の約束を今のうちにしておくためのものがございます。

今回の債務負担行為補正は、全て令和8年度が期間となる業務利用料となります。

それでは、事項、限度額の順に読み上げます。期間については、全て令和8年度ですので省略をします。

(追加) 学校系サーバー更新、847万円。

フォレストイルウェブサイト管理委託業務、171万6,000円。

戸籍クラウドサービス利用料、624万4,000円。

住基ネット機器賃借料、306万6,000円。以上でございます。

次のページをお開きください。

第4表 地方債、地方債補正でございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と変更後の内容が同じため省略をさせていただき、変更点のみ御説明いたします。

(変更)起債の目的、防災対策事業、変更前限度額260万円を変更後限度額230万円に30万円引き下げます。

災害復旧事業、変更前限度額3,280万円を変更後限度額2,200万円に1,080万円引き下げます。

防災対策事業は、村道黒川東白川線のり面点検業務、災害復旧事業は7月災、9月災の事業確定によるものでございます。以上でございます。

11ページ、12ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、13ページをお開きください。

補正予算の細部説明をいたします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税5,803万6,000円の追加。再算定による普通交付税の追加です。

11款2項2目総務費負担金7万円の追加。実績によるCATVインターネット加入者負担金の追加です。

3目民生費負担金1万8,000円の減額。実績によるホームヘルパー派遣負担金の減額です。

12款1項2目総務費使用料283万5,000円の減額。CATV使用料の減額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、2か月分の使用料を減免したことによる減額です。

3目民生費使用料17万3,000円の減額。せせらぎ荘利用料で、実績による増減でございます。

6目農林水産業費使用料77万7,000円の減額。ウッドハイム神付住宅使用料、共益費で、入居者確定による減額でございます。

8目土木費使用料267万5,000円の減額。各種村営住宅使用料、共益費で、実績見込みによる減額です。

2項4目衛生費手数料8万8,000円の追加。処理困難物収集手数料で、実績による追加です。

13款1項3目民生費国庫負担金249万9,000円の追加。住民福祉費負担金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金で事業費の確定による減額です。障害者自立支援給付費負担金は、福祉サービス受給者増による追加でございます。

11目災害復旧費国庫負担金2,213万8,000円の減額。公共土木施設等災害復旧負担金で、道路災、河川災の事業費確定による減額です。

2項2目総務費国庫補助金342万6,000円の追加。社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、マイナカードへの旧氏・旧氏の振り仮名表記のシステム改修分でございます。

4目衛生費国庫補助金100万2,000円の減額。浄化槽設置補助金で、事業費の確定による減額です。

8目土木費国庫補助金38万7,000円の追加。木造住宅耐震診断国庫補助金は、申請がなかったため皆減です。防災安全交付金、交通安全対策補助金は事業費の確定による増額です。

14款1項3目民生費県負担金219万5,000円の減額。住民福祉費負担金と保健福祉費負担金は、それぞれ事業費の確定、見込みによる減額でございます。

5目県移譲事務交付金3,000円の追加。実績による交付金の増減です。

8目土木費県負担金1,720万7,000円の減額。地籍調査負担金で、事業費の確定による減額です。

2項2目総務費県補助金100万円の減額。ぎふ地域DX推進補助金で、職員用タブレットPC導入による補助金ですが、システムなどの要件を満たしておらず、県で認められなかったため皆減でございます。

4目衛生費県補助金100万2,000円の減額。浄化槽設置補助金で、事業費の確定による減額です。

6目農林水産業費県補助金190万3,000円の減額。農業費補助金と林業費補助金は、それぞれ事業費の確定による増減でございます。

8目土木費県補助金15万4,000円の追加。木造住宅耐震診断国庫補助金は、申請がなかったため皆減です。土地利用規制等対策費交付金は実績による増です。

10目教育費県補助金3万9,000円の追加。10月に開催されたねんりんピック岐阜大会の本村で実施したグラウンドゴルフ大会開催経費の追加です。

3項2目総務費県委託金25万1,000円の減額。国勢調査委託金で事業費の確定による増額です。

15款1項2目利子及び配当金310万3,000円の追加。基金利子でございます。

16款1項2目指定寄附金10万円の追加。1名の方から図書整備指定寄附金をいただきました。

18款1項1目繰越金9,000万1,000円の減額でございます。収支のバランスを合わせるものでございます。

19款2項1目村預金利子1,000円の追加。歳計現金預金利子でございます。

4項4目雑入733万4,000円の追加。雑入で実績によるものですが、せせらぎ荘入居者光熱水費と食材費負担金は入所者数の減によるものです。市町村振興協会交付金は、サマージャンボ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金を財源とし、市町村へ交付されるものです。保育園主食代は、物価高騰対策補助金を充てたため保護者負担金なしです。

19ページの過年度分自主運行バス運行費補助金返還金は、毎年濃飛バスへ補助金を交付していますが、濃飛バスが計算誤りをしていたため返還されるもので、こちらは一般財源化です。病後児保育利用料は1名の方の利用がございました。協力隊住宅敷金返還金は、元協力隊2名からの返還金でございます。岐阜県市町村会館組合財政調整積立金分配金は、12月議会で市町村会館組合の解散議決をいただきましたが、その組合基金積立金の分配金です。

20款1項6目農林水産業債30万円の減額です。自然災害防止事業は、平の野尻谷流路工測量設計業務委託費の確定による減額です。

11目災害復旧債1,080万円の減額。公共土木施設等災害復旧事業債で道路災害、河川災害に係るものでございます。

続きまして、歳出です。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費139万6,000円の減額でございます。総務一般管理費で、副村長退任に伴う人件費の減額と庁舎用燃料費の増額、LED照明リース料の減額、その他財源のふるさと思いやり基金利子の積立金の追加でございます。

3目財政管理費298万3,000円の追加。財政管理費一般、ふるさと企画分の返済金とその他財源の財政調整基金利子、減債基金利子の積立金の追加です。

4目会計管理費57万3,000円の追加。金融機関の口座振替手数料の増額、収入証紙売りさばき手数料戻入金でございます。

財産管理費2,301万4,000円の減額。行政情報化推進費は、LGWANのネットワークがガバメントクラウド、マイナンバー系で動いているものでございますが、それを利用する際に必要だったものですが、令和7年度では使用料がなかったため皆減でございます。ノートパソコン購入が県補助金対象外となったため財源補正でございます。総合行政情報システム運営費は、標準化延伸に伴い委託料と利用料を減額でございます。

6目企画費64万7,000円の減額です。企画費一般は、村誌編纂業務完了による報償費の減額です。再生可能エネルギー推進事業は、基金積立金の増額でございます。

10目地域情報化事業費108万4,000円の追加。CATV一般管理費とCATV番組等制作運営費は、その他財源で市町村振興協会交付金の額確定によるものです。CATV機器管理運営費も同じく、その他財源の市町村振興協会交付金の財源補正と光ファイバーケーブル保護カバー取付工事費と施設委託工事10件分の追加でございます。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業72万4,000円の減額。鮎ヶ瀬会館の照明LED化工事費確定による減額でございます。

14目物価高騰対策費29万円の減額。【重点支援】調整給付金事業は、事業費の確定による減額です。【重点支援】消費者生活支援事業は、地域振興券を1枚1,000円券から500円券に変更したことによる印刷製本費、郵便料、事務委託料の追加でございます。

2項2目賦課徴収費90万4,000円の減額。賦課徴収費は、情報センターの個別伝送テスト委託料の皆減です。税務情報化推進費は、固定資産税地籍データの取り込みを次年度へ見送ったことによる委託料の減額です。

3項1目戸籍住民基本台帳費198万4,000円の減額。戸籍・住民基本台帳費は、国庫補助金確定による財源補正です。戸籍電算化システム運営事業は、戸籍システムの標準化・共通化に係る委託料と戸籍振り仮名の通知書作成委託料の額確定、見込みによる減額でございます。

2目住民情報処理費74万3,000円の追加。国外転出者のマイナカードへの旧氏・旧氏の振り仮名表記等のシステム改修による追加です。

5項1目統計調査費27万6,000円の減額。国勢調査費の事業費の確定による報酬、旅費、需用費、役務費の減額です。

3款1項1目106万9,000円の減額。遺家族等援護事業は、平和祈念館遺品仮展示室改修工事の事業費確定による減額です。国民健康保険特別会計繰出金は、国保特会への法定内繰出金の追加と財

源補正です。後期高齢者医療費は、県費の確定による繰出金の減額補正です。

2目福祉医療費、福祉医療費の過年度分戻入分と、福祉医療助成事業補助金前年度精算金の額確定による財源補正です。

3目保健福祉費478万6,000円の追加。介護保険特別会計繰出金は、給付費の実績見込みによる繰出金の減額と財源補正です。保健福祉費一般は、職員の超勤手当とその他財源の基金利子の積立金の追加です。ひとり親福祉事業は、母子寡婦福祉会の活動休止による助成金の皆減でございます。障がい者福祉一般は、5名分の白川町こども発達支援教室運営費負担金の追加と可茂学園移転建設事業補助金の減額です。障がい福祉サービス事業は、サービスの利用者等による扶助費の追加と国県支出金の追加でございます。福祉生活支援事業は、つちのこ商品券及び生活支援ごみ袋確定見込みによる減額です。

4目老人福祉費267万円の減額。老人ホーム入所措置事業は、入所者がなかったため判定委員謝金の皆減です。その他財源は、養護老人ホーム入所者負担金でございます。介護予防・地域支え合い（軽度生活援助）は、実績によるホームヘルパー派遣委託料の減額です。その他財源はホームヘルパー派遣負担金でございます。介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）は、デイサービス利用者減による社協への委託料の減額です。その他財源は、せせらぎ荘利用料でございます。生活援助員設置事業は、せせらぎ荘の居室利用の実績減による財源補正です。その他財源はせせらぎ荘利用料です。地域包括支援センター運営事業は、ケアプラン数減少による社協委託料の減額です。その財源はケアプラン料でございます。

2項1目児童福祉総務費2万円の減額。子育て支援総合推進事業で、子ども子育て会議を実施しないため報酬の皆減です。その他財源は病後児保育利用料でございます。

2項2目認可保育所費、みつば保育園運営費で保育園主食代確定による財源更正です。

4款1項1目保健衛生総務費4,414万5,000円の追加。保健衛生総務費一般は、可茂地区病院群輪番制病院運営負担金確定による減額と、診療所特別会計運営費繰出金の増額でございます。狂犬病予防事業は猫の不妊去勢手術助成金、実績見込みによる減額です。

2目予防費298万円の減額です。予防接種事業は、予防接種者数の実績見込みによる助成金の減額です。人生100年時代健康増進事業は、実績見込みによる講師謝礼と旅費の減額、体成分分析装置（インボディ）購入費の確定による減額です。

3目母子健康センター費15万9,000円の減額。母子保健事業で母子保健指導委託料の減額と前年度事業費確定による国庫補助金返還金の追加でございます。

5目環境対策費1,501万8,000円の減額。環境総務費は、簡易水道事業費の確定による補助金の減額です。その他財源は冊子販売代でございます。自然保護事業は、事業費の確定による報酬、消耗品費、景観保全事業補助金の減額でございます。

6目廃棄物対策費362万8,000円の減額。一般廃棄物対策事業は、村道での動物の死骸がなかったため処理手数料の皆減でございます。その他財源は処理困難物収集手数料です。産業廃棄物対策事業は、今年度不法投棄がなかったため処理手数料の皆減です。生活排水対策事業は、事業費確定に

よる浄化槽設置事業補助金の減額と合併槽切替奨励補助金の皆減です。

6款1項1目農業委員会費、農業委員会活動費で県交付金追加による財源補正です。

3目農業振興費297万8,000円の減額。耕作放棄地対策事業は、交付対象者確定による農地流動化奨励補助金の減額です。農業振興費各種補助金は、事業費の確定による茶園転換事業補助金とスマート農業技術導入支援補助金の減額でございます。茶業振興対策事業は、事業費の確定による村単茶樹改植事業補助金の皆減と茶業経営改善支援補助金の減額です。農業振興費各種負担金は、県等の負担金確定による減額です。経営所得安定対策推進事業は、県補助金確定による財源補正です。集落支援機構運営事業は、事業費の確定によるトンバッグ等の事業系消耗品、それから車両・倉庫使用料の減額です。

4目農業構造改善事業費22万2,000円の追加。公園化構想推進事業で、はなのき公園、瀬音公園の浄化槽フロア交換等の修繕料の追加です。

6目畜産業費26万8,000円の減額。畜産振興事業で、畜産農家へのロールベラー、レーキ購入補助金確定による減額です。

7目農地費1,520万8,000円の減額。農地総務費、工事請負費と県営農道事業負担金の事業費確定による減額。その他財源の農用地等保全対策基金利子の積立金の追加です。

2項1目林業総務費17万2,000円の減額。林業総務費で事業費確定による旅費、使用料の皆減、その他財源の豊かな森づくり基金利子と森林環境譲与税基金利子の積立金の追加です。

2目林業振興費40万5,000円の減額。有害鳥獣捕獲事業は県交付金、その他財源の対象鳥獣捕獲員証明書手数料の額確定による財源補正でございます。村有林管理事業、苗木購入費確定による減額です。企業参加型森林整備推進事業、事業費確定による消耗品費、仮設トイレ借上料の減額です。みなとモデル森と水ネットワーク会議事業は、事業費確定による旅費、駐車料金の皆減です。林業活性化担い手育成事業は、ウッドハイム住宅のルームクリーニング手数料の皆減と、その他財源のウッドハイム住宅、ウッドハイム神付住宅使用料、共益費の財源補正です。

3目林道総務費74万円の減額。林道総務費で、参考図書代の減額と野尻谷流路工測量設計業務委託料の事業費の確定による減額です。

7款1項2目地域づくり推進費205万5,000円の追加。地域産業活性化対策事業でつちのこメンバーズカード商品券ポイント還元申請の増加に伴うつちのこ商品券ポイント還元の追加と、従業員教育支援補助金、雇用促進奨励金、中退共加入促進助成金の積立てです。

8款1項1目土木総務費40万円の減額。土木総務費一般で職員旅費の減額です。

2目地籍調査費2,292万円の減額。負担金対象、交付金対象ともに事業費確定による境界杭と委託料の減額、それと財源補正でございます。

2項1目道路橋梁維持費676万1,000円の追加。道路橋梁維持事業は、除雪費の追加と除草業務委託料、維持修繕工事費の減額でございます。日照支障木補償費は、大明神の中峠線を予定しておりましたが、災害復旧の迂回路となり、業務ができない状況となったため皆減でございます。防災安全交付金事業は、国庫支出金の確定による財源補正です。道路メンテナンス補助事業は、橋梁点検

委託料の事業費確定による減額です。交通安全対策事業（通学路緊急対策）は木屋下線道路改良工事と上親田線落石対策工事の事業費確定による減額補正です。

3項1目住宅管理費8万3,000円の減額。住宅管理費で木造住宅耐震診断を実施する方がいなかったため委託料の皆減と、その他財源の村営住宅入居者数減による住宅修繕・共益費の減額です。

9款1項1目非常備消防費1,000円の追加。消防総務費で、その他財源の消防活動基金利子の積立金の追加です。

10款1項2目事務局費138万9,000円の減額。教育委員会事務局費は、郡教育振興協議会の負担金の額確定による減額です。義務教育学校整備事業は、実施設計委託料の額確定による減額です。

4項2目公民館費10万円の追加。公民館総務費で、その他財源の指定寄附金受入れによる図書購入費の追加です。

5項1目保健体育総務費、生涯体育活動事業で、ねんりんピックふれあい大会開催経費の県支出金追加による財源補正です。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費1,627万8,000円の減額。道路橋梁災害復旧事業で、災害支援業務委託料と応急仮設工事、復旧工事費の事業費確定による減額です。

2目河川災害復旧費2,686万6,000円の減額。河川災害復旧事業で、こちらも災害支援業務委託料と応急仮設工事、それと復旧工事費の事業費確定による減額です。

12款1項1目元金4,000円の減額。公債費（償還元金）で繰上償還手数料の減額です。
一般会計は以上です。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

では、続きまして議案第8号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,836万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いいたします。

今回の補正は、ほぼ交付見込み、交付決定による補正となりますので、よろしく願いいたします。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額9万2,000円の増額です。説明欄を御覧ください。保険者努力支援分として16万3,000円の増額、特別調整交付金として7万1,000円の減額、それぞれ交付決定、交付予定による増減となります。

2目国庫負担金減額措置対策費補助金、補正額29万4,000円の減額です。説明欄を御覧ください。国庫負担金減額措置対策費補助金ですが、こちらも交付見込みによる減となります。

4款1項1目利子及び配当金、補正額2万2,000円の増額です。説明欄を御覧ください。国保高額医療費貸付基金利子として5,000円、国民健康保険基金利子として1万7,000円、それぞれ増額するものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額52万4,000円の増額です。説明欄を御覧ください。保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）として19万5,000円の増、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）として32万9,000円の増、財政安定化支援事業繰入金として7,000円の増、未就学児均等割保険税繰入金として2万3,000円の増、産前産後保険税繰入金として3万円の減、それぞれ交付見込みによる増減となります。

5款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額1,000円の減額です。説明欄を御覧ください。国民健康保険基金繰入金ですが、基金からの繰入れはないため1,000円そのまま減額ということでございます。

6款1項1目繰越金465万円の増額となります。説明欄を御覧ください。前年度繰越金で収支のバランスを取るものとなります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

3. 歳出。

6款1項1目国民健康保険基金積立金、補正額501万7,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。24節の積立金ですが、国民健康保険基金積立金として前年度繰越金の一部に利子を加えた部分を積立てるものでございます。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額4万7,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。22節、償還金、保険給付費等交付金償還金で令和6年分の特別調整交付金と保険者努力支援交付金の交付決定により精算するものでございます。

2項2目直営診療施設勘定繰出金、補正額7万1,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。27節繰出金ですが、直営診療施設勘定繰出金です。診療所への繰出金となりますが、交付予定により減額補正をするものでございます。

国民健康保険特別会計は以上となります。

続きまして、議案第9号 令和7年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和7年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,225万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

こちら今回の補正はほぼ実績見込み及び交付決定等による補正となりますので、よろしくお願
いいたします。

2. 歳入。

1 款 1 項 1 目 第 1 号 被保険者保険料、補正額55万2,000円の減額です。説明欄を御覧ください。
現年度分特別徴収保険料ですが、保険料の徴収見込みによる減額補正となります。

3 款 1 項 1 目 介護給付費負担金、補正額17万円の減額です。説明欄を御覧ください。介護給付費
負担金ですが、こちら実績見込みによる減額補正となります。

2 項 1 目 調整交付金、補正額37万円の減額です。説明欄を御覧ください。調整交付金（介護給付
費）、調整交付金（総合事業）ともに実績見込みによる減額補正となります。

続きまして、2 目 地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額22万円の減額で
す。説明欄を御覧ください。介護予防・日常生活支援総合事業分ですが、こちら実績見込みによ
る減額補正となります。

3 目 地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額10万3,000円の減額です。説明欄
を御覧ください。総合事業以外の地域支援分ですが、こちら実績見込みによる減額補正となりま
す。

6 目 保険者機能強化推進交付金、補正額14万8,000円の増額です。説明欄を御覧ください。こち
らは、交付決定による増額補正となります。

続きまして、7 目 介護保険保険者努力支援交付金、補正額43万5,000円の増額です。説明欄を御
覧ください。こちら交付決定による増額補正となります。

4 款 1 項 1 目 介護給付費交付金、補正額70万2,000円の減額です。説明欄を御覧ください。こち
らも実績見込みによる減額補正となります。

2 目 地域支援交付金、補正額29万7,000円の減額です。説明欄を御覧ください。こちら実績見
込みによる減額補正となります。

5 款 1 項 1 目 介護給付費負担金、補正額67万5,000円の減額です。説明欄を御覧ください。こち
らも、国庫負担金のほうと同じく実績見込みによる減額補正となります。

2 項 1 目 地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額13万8,000円の減額です。
説明欄を御覧ください。こちら、国庫負担金と同じく実績見込みによる減額となります。

2 目 地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額5万2,000円の減額です。説明欄
を御覧ください。こちら同じく実績見込みによる減額です。

6 款 1 項 1 目 介護給付費繰入金、補正額32万5,000円の減額です。説明欄を御覧ください。実績
見込みに伴い、繰入金のほうの減額補正となります。

2 目 地域支援繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額13万8,000円の減額です。説
明欄を御覧ください。こちら同じく実績見込みに伴う減額補正です。

3 目 地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額5万2,000円の減額。説明欄を御
覧ください。同じく実績見込みに伴う減額補正でございます。

5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額72万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。こちらも確定見込みによる減額補正となっております。

7款1項1目繰越金、補正額40万円の減額です。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

8款2項1目雑入、補正額3万4,000円の減額。説明欄を御覧ください。配食サービス利用者負担金として、こちらも実績見込みによる減額補正です。

10款1項1目利子及び配当金、補正額31万8,000円の増額。説明欄を御覧ください。基金利子の積立てとしての増額補正となります。

歳入は以上でございます。

続きまして、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額10万円の減額となります。説明欄を御覧ください。10節の需用費として、限度額認定証等印刷製本費10万円の減となります。これは標準化の作業が令和8年に移行したための減額ということでございます。

2項1目賦課徴収費、補正額30万円の減額。説明欄を御覧ください。10節の需用費として、納付書等印刷製本費30万円の減となります。これも同じく標準化の作業が令和8年に移行したための減額でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額500万円の増額となります。説明欄を御覧ください。18節の負担金として居宅介護サービス給付費ですが、決算見込みにより500万円の増となっております。

2款1項2目施設介護サービス給付費、補正額700万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節の負担金として施設介護サービス給付費ですが、決算見込みにより、こちらは700万円の減となります。

3目居宅介護福祉用具購入費、補正額10万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節、負担金として介護予防福祉用具購入費ですが、実績見込みにより100万円の減となります。

4目居宅介護住宅改修費、補正額50万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節の負担金として居宅介護住宅改修費で20万円の減、介護予防居宅介護住宅改修費で30万円の減、それぞれ実績見込みによる減となります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額31万8,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。24節積立金として、基金の利子分を積み立てるものでございます。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額90万円の減。説明欄を御覧ください。訪問型サービス事業で140万円の減額です。18節の負担金ですが、実績見込みによる減となります。通所型サービス事業ですが、こちらは50万円の増額です。こちらも18節の負担金ですが、実績見込みにより、こちらは増となっております。

5款2項1目一般介護予防事業、補正額20万円の減額となります。説明欄を御覧ください。11節役務費として郵便料ですが、実績見込みにより20万円の減となっております。

3 項 1 目地域包括支援センター運営費、こちらは国庫支出金の確定による財源補正となります。

2 目任意事業費、補正額26万6,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。配食サービス事業の12節委託料としてですが、実績見込みによる減となります。同じく介護者教室とみまもりのわ高齢者支援事業、こちらは国庫支出金の確定による財源補正となります。

介護保険特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

国保診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

それでは、続きまして議案第10号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,710万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、東白川村長。

それでは、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、続く5ページから6ページの事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。

7ページを御覧ください。

2. 歳入。

1 款 1 項 3 目外来収益、補正額2,100万円の減額。外来患者数の減少に伴う実績見込みによるものです。

4 目保健予防活動収益、補正額285万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。予防接種受託料は209万6,000円の減、特定健診等受託料は25万8,000円の減、乳児及び妊産婦検診受託料は3万円の減、事業所健診受託料は31万4,000円の減、学校医等受託料は2万円の増、病児・病後児保育受託料は1万6,000円の減、ピロリ菌検査受託料は3万9,000円の減、風しん抗体検査受託料は12万3,000円の減、保健事業と連動しているもので実績見込みによるものです。

続きまして、1 款 2 項 1 目老健収益、補正額2,052万9,000円の減額です。利用者数の減少に伴う実績見込みによるものです。

続きまして、2 款 2 項 1 目手数料、補正額10万円の減額。証明書等文書手数料で、実績見込みによるものです。

続きまして、3 款 2 項 1 目医業費補助金、補正額38万円の増額。説明欄を御覧ください。岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金で10万4,000円の増、岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金で27万6,000円の増、ともに新たな支援事業を受けるものです。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金、補正額1,000円の増。医療設備等整備基金利子です。

続いて、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額4,449万2,000円の増額。外来収益、老健収益の減収見込みに伴ってお願いをするものです。

同じく3項1目国保事業勘定繰入金、補正額7万1,000円の減額。実績見込みによるものです。
次のページを御覧ください。

7款1項1目雑入、補正額31万7,000円の減額。特定検診血液検査手数料13万7,000円の減と、がん検診料18万円の減になります。実績見込みによるものです。

続いて、8款1項1目指定寄附金、補正額28万円の増額。4人の方から御寄附をいただきました。
10ページを御覧ください。

3. 歳出。

2款1項医業費、1目の一般管理費から3目の介護管理費まで充当財源の補正となります。

3款1項1目基金積立金、補正額28万円の増額。いただいた寄附金を医療設備等整備基金へ積み立てるものです。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

議案第11号 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ94万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,269万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年3月3日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきます。

7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額94万9,000円の減額です。説明欄を御覧ください。一般会計繰入金（保険基盤安定分）ですが、基盤安定負担金額の額の確定により一般会計からの繰出金を受けるものとなります。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円の増額です。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

8ページ、歳出のほうをお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額94万8,000円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節、負担金として広域連合負担金（保険料等）ですが、歳入でも説明しましたとおり基盤安定負担金の額の確定による減額となります。

後期高齢者医療特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

議案第12号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第2項営業外収益352万2,000円の減。

支出、第2款第1項営業費用372万6,000円の減。第2項営業外費用20万4,000円の増。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款第4項補助金1,070万円の減。第5項補償金179万9,000円の減。

支出、第4款第1項建設改良費1,291万7,000円の減。第3項基金積立金41万8,000円の増。

第4条 予算第7条中「1億9,115万5,000円」を「1億7,649万2,000円」に改める。

第5条 予算第8条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

簡易水道ユーティリティ調達他業務委託、限度額3,559万6,000円、期間、令和8年度、義務発生予定額、金額が3,559万6,000円で、財源内訳としましては自己財源の3,559万6,000円となります。令和8年3月3日提出、東白川村長。

次の補正予算実施計画書並びに予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表は省略させていただきます。11ページを御覧ください。

補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出、収入。

1款2項1目受取利息及び配当金2万3,000円の増。基金利息になります。

2目他会計補助金396万3,000円の減。一般会計からの補助金の減です。

5目分担金41万8,000円。水道加入分担金ですが、1件見込んでおりましたが、2件分の加入があり、補正をします。

次のページ、支出。

2款1項1目原水及び浄水費160万円の増。11月全協でも説明させていただきましたが、簡易水道運転管理業務委託料の160万円の増です。

2目配水及び給水費532万6,000円の減。修繕工事と工事請負費が事業確定による減でございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費20万4,000円の増。企業債の利息でございます。

次のページ、資本的収入及び支出、収入。

3款4項3目他会計補助金1,070万円の減。一般会計からの特定収入の減でございます。

5項1目補償金179万9,000円の減。県からの曲坂砂防と中谷農道の補償金の減額、事業確定により減額をするものでございます。

14ページ、支出。

4款1項4目配水設備改良費・単独1,291万7,000円の減。工事請負費の事業確定による減額です。

3項1目基金積立金41万8,000円の増。先ほどの加入分担金の積立金になります。

続きまして、議案第13号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）。

第1条 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第2項営業外収益1,000円の増。

支出、第2款第1項営業費用1,000円の増。

第3条 予算第5条中「178万8,000円」を「254万3,000円」に改める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

次の補正予算実施計画書及び予定キャッシュ・フロー計算書及び給与費明細表及び予定貸借対照表は省略いたしまして、10ページを御覧ください。

補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出、収入。

1款2項1目受取利息及び配当金1,000円、基金利息でございます。

11ページ、支出。

2款1項2目処理場費75万4,000円の減額。施設修繕の事業確定による減額です。

4目総係費75万5,000円の増。これは賞与引当金の繰入額と法定福利費引当金繰入額の増額でございます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の21ページに、先ほど説明で、県の補助金が規定が外れておって100万ほどもらえなかったという説明と、この職員のパソコン購入費のところですけど、実は財源補正ですという課長の説明だったんですけど、事業は行ったのかやめたのか、財源、200万円安いパソコンにしたのか、ちょっとその説明をお願いします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

職員パソコン購入費でございます。これにつきましては、係長以上の者にタブレットPCを購入して配付をしております。その中で、県の補助金をもらおうとしたときに、ページ送りだとか、そういうシステムというか、アプリが入っていないと、この補助金は認められなかったため、その分が補助金としてはカットとなっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

要は、予定のタブレットそのものは確実に手に入れたということによろしかったですか。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

タブレットPC自体は購入済みでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ということで、実は財源として補助金が200万円もらえなかったというところなのに、出口で200万円安く購入できたということは、それとはまた別に200万安く予定より購入できておるといこといいんですか。要は、それとも台数を減らしちゃったとか、そこはマイナス補正なんです。200万の。ちょっとそれが分からなくて。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

1台当たりの金額が安かったものですから、その分の減額でございます。

○議長（安江健二君）

その他質問は、質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

私も同じところを質問するので、何で認められなかったというのは今質問の答えを聞きましたが、そのページ送りの部分が入っていないと駄目というルールはなぜ最初から分からなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

タブレットPCを買えば、最初は認められるよという話を聞いておりました。実際に申請段階で、タブレットPCを買いますので申請をしますというお話を県に申請したところ、こういう候補、一例ですけど、ページ送りというのは。そういったDXの補助金なので、DXに関するものが入っていないと駄目だよということで、後で判明したため認められなかったというのがございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

よく意味は分かりました。何分いろいろな制約があると思うので、これからもちょっとそういうことがあると困るので、確認だけは怠らないようにして行ってください。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

そうですね、申し訳ありませんでした。承知しました。

○議長（安江健二君）

その他質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

国保診療所特別会計の7ページ、8ページのところで歳入のところがあったわけなんですけれども、まず診療所の外来収益が、当初予算で目標で立てたのが厳しかったということなのかどうかあれですけれども、2,100万、老健のほうで2,000万の収益として減ってくるということで、一般財源のほうから、毎年のことと言ったらあれですけれども、目標はしっかり立てておいて、努力をした結果こういうことだったということだとは思いますが、この1年間ちょっとプロジェクトというか、所長も替わられて、それから事務局長も新しく替わられて、そういった取組をしてきた上での結果だと思うんですが、ちょっとここで4,000万円一般会計からやっぱり入れるということなので、この辺りの説明を一度いただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

結果として大きな赤字となりました。

今年動いているところでは、信頼を取り戻すというところを、努力をして少しずつやっております。

す。今年度の少し大きな減額の要因ですけれども、患者数が少ない、利用者数が少ないというところと、コロナですとか、診療所、病院にかかる方自体が全体の空気感として減っていているところもあります。老健施設に関しましては、先ほど村長さんがお話をされたように、老老介護、利用者さん、家に戻すために施設に預けるといような形のニーズの変化が少し見られているところもあります。

今、今回の2,000万ずつですけれども、前年6年度決算で対比しますと700万とか600万とか、そのぐらいが実際に下がっているような形となります。すみません、努力不足でいい答えが出ておりません。失礼します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

まだ改革、スタートした1年ということですので、また予算に関しては、来年以降のことについては今議会の予算の細部説明でまた御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実は同じ関連質問になります。

今回、収益が4,000万減ったというのは多分いろんな理由があろうかと思ひます。ただ問題は、減った分を丸々一般繰入れに入れてあつて、今回は歳出のほうを見ると補正がゼロなんですね。だから、収入は減っているが、経費を節減する、言い方が悪いと努力が見えない。普通は収益が減っていれば、少なからずとも幾ばくかの経費節減ということがここに表れていないのはなぜかということ。なぜかなので、やらなかったかどうかはまだこの書類では分からないので、ここに表れていないのはなぜかということをちょっとお聞きします。

○議長（安江健二君）

診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

歳出のほうで今回減額を上げておりません。1つには、次年度への繰越金というところも少しございます。あとは、全体の中であまり大きな減額がないところも実際にはございます。人件費のあたりで膨らんでいたり、必要経費が下がらなかつたり、あと電気代なども思ったように下がってなかつたりというところもありまして、少し見えづらい形になっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回は、実は補正予算とはいえ、新年度予算に向かっていくわけなんですけど、昨年度も赤字があつて、やっぱり今年度も赤字だということで、予定したものが急には変えられない。特にこういう人を雇っている場合とか、電気みたいに分かり切っているものが、急に患者が減ったから減らすというのは不可能だと思います。でも、新しい年度に向かっては、じゃあどうするかというところが必ずセットでないとなかなかうまくいかないと思いますので、今の事務局長の答弁で今回の補正については納得しましたけれども、今後は長期にわたる考え方も含めながら、この3月ぐらいに回答がいただけると、最後の補正も納得、分かりましたということが言えるんじゃないかと思います。

それについてのお考えがもしあるようなら、よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この診療所特別会計の歳入歳出の予算の組み方についてから御説明しますが、歳出の部分については、今おっしゃったとおり、これだけは必要であろうと。患者数に関係なく、固定費的な関係費としてある程度予算を見てあつた。しかし、それだけの見合う歳入を取りたいと思って歳入予算をしておつたんだけど、結果として患者数、利用者数の減で4,000万ほど足らなかった。

4,000万足らなかったわけではないんですが、保険の収入が、年度をまたぐときに2か月遅れてくるということもございますので、ある程度繰越金を1,000万、今回の当初予算1,000万の繰越金になっていますが、それを確保するためには歳入多め、歳出少なめの予算を組ませていただかないとできないという理由でございます。

じゃあ、どうするのという今の質問なのですが、運営会議、管理会議等でも話し合いをしておるんですけど、人口減少と、それから疾病の性質の違いとか、周囲の医療圏の情報等を我々も分析をしておるんですが、いわゆる企業なら値上げをしたり、そして患者数を、サービスを何か付加して収入を上げていく努力、これは当然視点もあるんですけど、なかなか診療所という特別な環境の中の今の状況の中で、収入を多めに、上げていくという手段はなかなか見つからないのが現状です。

ただ、今年度、まだ確定的ではないですが、診療報酬の本格的、本体部分改正というのがありますから、多少は上がってくるのかなという予定はしていますが、やはりその収支のバランスをしっかりと少しでも縮めていくためにはコストの削減しかない。

そのためには、令和8年度予算を立てるに当たって12月からいろいろ協議をして、診療体制、診療日程等を変更して、今の患者さんのニーズをしっかりと捉まえながら、それに見合った診療体制をつくって、少しでも人件費等の軽減を図っていくという予算立てにしておりますので、後ほど予算説明のときに説明をさせていただきますが、いずれにしても、しかし不採算であることは皆さん多分分かっておみえだと思います。幾ら診療報酬が上がっても、全国の7割、8割の医療機関、病院だと8割、診療所も入れると7割ぐらいが赤字という公的医療機関の性質を抱えながら、この

診療施設を維持していくというための一般会計からの繰り出しということになりますので、ぜひともお認めをいただきたいところでございます。以上です。

○議長（安江健二君）

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計の26ページの老人福祉費のところの説明を少し聞き逃したかもしれないので、説明していただらごめんなさい。

介護予防地域支え合い生きがい対応デイサービスのところの委託料のデイサービス運営委託料、マイナス150万となっていますが、この運営委託料というものはそもそもどこかの組替えなのか、人数が減ったからとか、そういう理由があるのか教えていただきたいです。

○議長（安江健二君）

村民福祉課、安江課長。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

デイサービス運営委託料のほうは、1回につき6,000円という単価で社協のほうに委託しております。全体の利用が減りましたので、減った分を150万の減額ということで計上させていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今のは、1か月6,000円の利用者が減ったから、150万分マイナスということだと思うんですけど、これ何人減ったということになるんですか。

○議長（安江健二君）

村民福祉課、安江課長。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

延べ人数で250人分減っているということでお願いします。

○議長（安江健二君）

4番、いいですか。

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から議案第13号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決をいたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から議案第13号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第2号）までの7件は、原案のとおり可決をされました。

◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第18、議案第14号 東白川村と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長補佐 今井宣之君。

○教育課長補佐（今井宣之君）

議案第14号 東白川村と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について。別紙のとおり規約を定め、美濃加茂市に学校腎臓検診事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村と美濃加茂市との間の学校腎臓検診の事務に関する規約ということでお示しをしております。

こちらにつきましては、先般全員協議会のほうでも御説明をさせていただきましたが、美濃加茂市との定住自立圏の第4次共生ビジョンの対象事業ということで、小・中学校の児童・生徒を対象にした学校腎臓検診を美濃加茂市・加茂郡全域で実施をさせていただき、その事務については全て美濃加茂市に集中して委託をさせていただくということに関して、今回規約を定めさせていただくものになります。

規約の裏面のほうを見ていただきたいのですが、内容につきましては、全員協議会のほうでもお願いをさせていただきましたので、附則として読み上げさせていただきますが、附則、この規約につきましては令和8年4月1日から施行するという形で美濃加茂市のほうへお願いをしまいたいと思っております。ぜひよろしく申し上げます。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 東白川村と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 東白川村と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第15号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第19、議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第3条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

記、氏名、伊藤保夫。生年月日、昭和34年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村越原〇〇〇番地〇。推薦理由、提案理由を説明させていただきます。

伊藤保夫氏は、令和5年7月1日に人権擁護委員に就任いただき、1期3年をもって任期満了となるところでございます。今回は3期目、再任推薦をお願いするものでございます。

伊藤保夫氏は、人格、識見ともに高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として御推薦したく御提案を申し上げます。御審議の上、お認めいただきますようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第15号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決をされました。

◎同意第1号から同意第3号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第20、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第22、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの3件について一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

記、住所、加茂郡東白川村神土〇〇〇〇番地、氏名、新田充、生年月日、昭和22年〇月〇〇日生まれ。

あと同意2号、3号については、本文の朗読を省略して、記書きのみを説明してまいります。

同意第2号、記、住所、加茂郡東白川村越原〇〇〇番地、氏名、安江雅信、生年月日、昭和29年〇月〇日生まれ。

同意第3号、記、住所、加茂郡東白川村五加〇〇〇〇番地、氏名、今井直美、生年月日、昭和25年〇月〇〇日生まれ。

固定資産評価委員会委員は、固定資産台帳に登録された価格に不服がある場合に、納税者から申

出を受けて審査、決定を行う独立した第三機関で、任期は3年でございます。

推薦理由を申し上げます。

新田充様、今井直美様については再任をお願いするものです。安江雅信様については、今回新任でございます。

新田充様におかれましては、長年村の職員として勤められ、固定資産評価につきましても精通をされております。

新任の安江雅信様におかれましては、長年村の職員または教育長として勤められ、行政の運営や地方自治体の仕組みについて深い理解を持っており、固定資産評価に関する業務においても適切な判断を下すための知識と経験を有しております。また、固定資産評価は、地域の発展や住民の生活に直結する重要な業務であるため、地域に根差した視点を持つことが求められるため、元教育長の経験はこの点においても大いに役立つと考えております。

今井直美様におかれましては、消防団本部幹部や自主防災会代表、地域安全指導員などを務められ、経験も豊富で、地域の実情にも精通されております。

以上、3方とも適任と考えており、就任の内諾も得ておりますので、御同意をいただけますよう御審議をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順に採決します。

初めに、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

◎同意第4号から同意第8号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第23、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてから日程第27、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてまでの5件について一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。令和8年3月3日提出、東白川村長。

記、氏名、古田紀代子。生年月日、昭和17年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇〇番地〇。

以下、同意8号までは本文の朗読を省略して、記書きのみを朗読してまいります。

同意第5号、氏名、島倉誠、生年月日、昭和29年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇〇番地〇。

同意第6号、氏名、神戸景典、生年月日、昭和17年〇〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇〇番地。

同意第7号、氏名、古田茂樹、生年月日、昭和27年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村五加〇〇〇番地。

同意第8号、氏名、荻田喜美子、生年月日、昭和36年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇〇番地〇。

提案理由の説明を御説明申し上げます。

古田紀代子様、島倉誠様、神戸景典様、古田茂樹様、荻田喜美子様、5名の方全員に診療所運営

委員として再任をお願いするものでございます。

コロナ禍を含め長らく委員をお務めいただき、時代の変化を含め貴重な御意見がいただける適任者であります。選任同意につきまして認定賜りますよう、御同意をお願いいたします。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順に採決します。

初めに、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決

します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

次に、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村国保診療所運営委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩に入ります。再開は40分ということで、よろしく願いをいたしたいと思えます。

午後2時31分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、議会を再開いたします。

◎議案第16号から議案第30号までについて（提案説明）

○議長（安江健二君）

日程第28、議案第16号 東白川村議会議員及び東白川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第42、議案第30号 令和8年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの15件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本日、令和8年東白川村議会第1回定例会に、令和8年度予算案並びに関連する諸議案を提出し、議員の皆様に御審議をお願いするに当たり、令和8年4月22日で任期満了となる立場を踏まえつつ、第6次総合計画に位置づけられた村政の持続性を考慮しながら、極めて流動的である社会経済の変化に対応するための予算編成を行いましたので、議会を通じて村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第1章 国の予算編成の動向

第1章につきましては、国の予算編成の動向でございますので、朗読は省略をさせていただきますが、書いてはございませんが、冒頭申し上げましたとおり、非常に最近の日本を取り巻く環境と

いうのは大きく、また日々変わっているというような状況の中での今国会では予算審議が行われているという状況でございます。この動向については、その前に一応書いたものでございまして、若干内容が変わってくるかもしれないというところを御理解いただきながらの説明とさせていただきます。

それでは、第2章から朗読説明をまいります。

第2章 本村の予算編成の基本方針

令和8年度は第6次総合計画の前期最終年度であり、将来に向けた持続性のある村づくりを柱として、人口の安定、人口規模に見合った社会インフラ、人生100年時代に向けた対応、地域資源の活用、自然を守る取組を達成するための予算編成としました。中でも「人口の安定」は最重要課題、最優先施策として位置づけており、人口を減らさないことが村の商業・経済・コミュニティーを支える基軸であることを再認識し、「住み続けたい村」「移り住みたい村」と評価される取組を目指します。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します令和8年度予算関連議案件数及び会計別の予算規模は、次のとおりです。

第1 提出議案件数

予算関連議案7件、条例関連議案8件、合計15件。

第2 一般会計

一般会計の総額は、前年度から3億7,200万円増となる34億3,600万円です。

第3 特別会計

国民健康保険特別会計2億8,000万円、介護保険特別会計3億円、国保診療所特別会計2億6,500万円、後期高齢者医療特別会計6,400万円。以上、特別会計の総額は9億900万円です。

第4 公営企業会計

1. 簡易水道事業会計。

収益的収入及び収益的支出それぞれ2億2,883万2,000円。

資本的収入1億1,115万5,000円、資本的支出1億8,608万6,000円。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額7,493万1,000円については、損益勘定留保資金等で補填します。

2. 小規模集合排水処理事業会計。

収益的収入及び収益的支出それぞれ2,767万5,000円。

資本的収入431万9,000円、資本的支出864万7,000円。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額432万8,000円については、損益勘定留保資金等で補填します。

第4章 一般会計 歳入の概要

歳入は、前年度比10%以上の増減となる項目について御説明を申し上げます。

まず、地方消費税交付金は、11.6%増となる4,800万円を計上しています。昨今の物価高による

税収の上振れや実績を考慮し、社会保障財源分を500万円増額しています。

国庫支出金は、59.7%増となる2億9,256万円を計上しています。主要事業である義務教育学校整備に対する学校施設環境改善交付金1億1,250万円の受入れが増加の主な原因です。

財産収入は、39.0%減となる1,184万7,000円となります。岐阜部品の未払地代の支払い完了による減収のほか、村有林生産財売払収入が減収の見込みです。

寄附金は、99.1%増となる2億45万円を計上しています。ふるさと納税目標額を1億円から2億円に引き上げたことによります。

繰入金は、42.4%増となる4億2,402万5,000円を計上しています。義務教育学校整備のための学校整備基金から1億5,000万円を繰り入れます。

繰越金は、23.4%減となる1億1,806万9,000円としています。繰越金については、令和7年度決算見込みで2億円を下回ると予測しており、前年比約3,600万円減としました。

諸収入は26.3%減となる2,019万7,000円を計上しています。消防団員退職報償金等の減少によります。

村債は、40.3%増となる1億9,150万円を計上しています。義務教育学校整備に対する借入金8,500万円を含む過疎対策事業債1億5,880万円のほか、公共事業等債3,270万円を予定しています。

以上が一般会計の歳入の概要となります。

第5章 一般会計 歳入の体系別概要

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って御説明申し上げます。

第1 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

(1) 農業振興策。

農地の適正な管理と農業振興対策を進め、園芸振興や水田農業、茶業の振興に取り組みます。また、地域計画に基づき、認定農業者や新規就農者、集落営農活動に必要な支援を継続して行います。また、みのりの郷東白川株式会社による農作業の受託体制の継続、集落支援機構では集落支援員による集落営農組合等の活動支援を引き続き推進します。

中山間地域等直接支払推進事業は第6期対策の2年目となり、協定集落代表者会議の活動とネットワーク化の取組を進め、農地の保全と多面的機能支払交付金事業を活用した共同活動を推進します。

(2) 林業振興策。

森林環境譲与税など国県の制度を活用して、森林整備や林道整備、林業の担い手育成を進めることで林業の振興に努めます。また、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。

有害鳥獣対策では、林業被害や農業被害の軽減のため、引き続き捕獲・駆除・被害防除への支援を行います。

(3) 商工業振興策。

地域産業の活性化支援や雇用対策、商工会が取り組む事業への支援と安定した商工業の振興に取

り組みます。また、つちのこメンバーズカード事業、フォレストスタイル事業等による地域産業の振興に努めてまいります。

ふるさと納税については、ポータルサイトの追加と返礼品の充実を図り、引き続き寄附者の増加に向けた取組を行います。

(4) 地域活性化策。

地域おこし協力隊による産業振興や商工振興、地域づくり活動への支援と、退任後の起業や就業へのサポートを継続して行います。

イベント支援事業では、4大イベントの「つちのこフェスタ」「夏祭り」「秋フェスタ」「お松さま祭り」を開催し、にぎわいのある村づくりを進めてまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

(1) 地域公共交通再編事業。

令和6年10月にスタートした村内5路線を巡回する「つちのこバス」「中核病院通院バス」「医療機関等送迎サービス」の3本立てで引き続き実施していきます。

(2) 県営土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、西洞農地防災でブロック積水路の整備、平集落道の整備、陰地下水路の修繕工事を実施します。県営基幹農道整備事業では、狭小道路の拡幅と防災対策を引き続き実施します。

安定で安全な木材搬出に資するため、公共林道事業では林道新巣線舗装工事を、県単林道事業では前山谷線舗装工事を引き続き実施します。

(3) 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業。

曲坂集落の避難所対策に必要な砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を引き続き推進し、レッドゾーン解消に努めます。

(4) 防災安全交付金事業。

村道黒川東白川線は、竣工後10年以上経過し、経年劣化による損傷も確認されるため、長寿命化に向けたのり面点検を実施します。

(5) 道路メンテナンス補助事業。

大明神の小峠橋補修工事と、5年に1度の村道橋梁点検を実施します。

(6) 交通安全対策事業。

村道上親田線の落石対策工事を引き続き実施します。

(7) 環境対策事業。

廃棄物対策は、村と村民の責任と役割を明確にし、ごみの分別化により資源循環型社会を目指すため、可燃・不燃・資源などの回収・処理を適正に実施します。また、生活環境の改善と水質汚濁防止の観点から、合併浄化槽事業を引き続き推進します。

(8) 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、大沢、日向、曲坂集落の地籍調査事業を引き続き実施しま

す。

(9) 移住・定住推進事業。

つながるナビ、移住定住サポートセンター事業では、空き家の利活用と移住定住者への支援を継続し、空き家バンクの登録と移住希望者の相談業務や支援に努めます。

助成事業では、定住促進事業、高校生の通学支援事業、子どもの医療費の個人負担無料化事業等を継続して支援します。

(10) 情報発信。

CATV事業の運用により、地上デジタル放送や高速インターネットなどを継続します。また、「ほっと茶んねる」や広報ひがししらかわ、公式ホームページによる適切な情報公開と情報発信に努めます。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

(1) 障がい者福祉一般事業。

令和8年度は、令和9年度からの「第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方への地域生活における支援の充実を目指します。

(2) 高齢者等に対する支援事業。

神土地区の「ふれあいサロン」、五加地区の「交流サロンほほえみ」、越原地区の「越原センター」をコミュニティー拠点としての利用拡大を図るとともに、地域住民との交流を通して、生涯を健康で健やかに過ごすための事業を推進していきます。また、医療機関等送迎サービスとして、特別な医療行為等が必要な高齢者や障がい者の方を対象に、電話予約による個別送迎を公共交通サービス事業と連携して展開していきます。

(3) 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等へのつちのこ商品券配布事業と在宅での要介護者や重度心身障害者へのごみ袋無料配布事業を引き続き実施していきます。

(4) 人生100年時代健康増進事業。

人生100年時代を見据えた健康づくり体制を推進していきます。令和8年度は、令和7年度に購入した体成分分析装置（インボディ）を活用し、モニターの方を中心に定期的な測定を行い、サルコペニア予防や健康増進事業の推進につなげていきます。

(5) 予防接種事業等。

感染症の発生や重症化を防ぐため、乳幼児や高齢者などを対象に定期接種、任意接種を実施し、接種費用の助成を行います。令和8年度は、新たにRSウイルスワクチン、高用量インフルエンザワクチンが追加されます。引き続き予防接種の周知を行っていきます。

(6) 母子保健事業。

母子保健は、妊娠期からの母性、乳児・幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・健康診査・医療等を講じ、妊娠期からの切れ目のない支援を重視します。

子供については、身体疾患が顕在化する1か月健診に助成を行い、異常の早期発見や養育環境の

評価を行い、適切な支援につなげます。また、就学前に情緒や社会性の発達、育児環境の課題に気づき、適切な支援につなげることを目的に、5歳児健診を実施します。

(7) 子育て支援と保育活動の質の向上。

子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止め、全ての家庭が安心して子育てができ、子供たちが笑顔で暮らせる東白川村を目指し、幅広い子育て支援施策を実施します。また、昨年度設置した「こども家庭センター」では、母子保健、児童福祉の機能が一体的に支援できるよう支援してまいります。

みつば保育園では、今まで以上に保育の質の向上を目指すとともに、働く親が利用しやすく、子供が元気に育つ環境を提供するため、より柔軟な保育園運営体制の構築に努めてまいります。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

(1) 小・中学校運営。

東白川村が保育園・小学校・中学校の全ての学年が10人以下となる「新たな極少数時代」を迎える中で、複雑化・多様化する学校の課題にも対応しながら、持続可能な教育に取り組んでいくことが求められています。

令和9年度に開校を迎える義務教育学校「東白川学園」の整備工事を行いながら、学校経営の詳細を形成するとともに、子供たちに村独自の教育を提供できるよう、ふるさと学習の充実と東っ子事業による体験事業を展開します。

(2) 社会教育と生涯スポーツ及び文化・芸術事業。

全ての村民が、社会教育や文化・芸術活動、生涯スポーツ活動に触れる機会を数多く提供し、生きがい活動のきっかけづくりに努めるとともに、精神的にも豊かさを実感できる東白川村を目指します。そのために、青少年健全育成村民会議が中心となり、子ども会、スポーツ・文化クラブ等、村民が活動する生涯学習分野を応援してまいります。

サークルの会員数や関係行事の参加者数の減少が危惧される中で、公民館講座の増設など、会員の掘り起こしの支援、新たな生涯学習活動のきっかけづくりを行うとともに、行事の内容の見直しを図ることで、世代を超えた活気のある活動の継続に努めます。

第5 行政のデジタル化・DXの推進

デジタル社会の実現に向けた取組として、自治体情報システムの標準化・共通化に対応した標準型システムを導入します。また、デジタル人材の育成に努め、デジタル技術を活用した住民生活の利便性向上と行政事務の効率化に取り組みます。

第6章 特別会計の予算概要

第1 国民健康保険特別会計

令和8年度は、岐阜県国民健康保険運営方針が第3期の2年目となり、令和11年度までの6年間で県下統一の保険税に徐々に移行します。本村の保険税の総額は、加入者数の大幅な減少により、医療療養費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ともに減額予算としました。県納付金に対する保険税の改正については、被保険者の方々に御理解と御協力を得られるよう、しっかりと広報して

いきます。

国保特別会計の予算全体では、前年度より3.4%減の2億8,000万円の予算編成になりました。これは、医療療養給付費の減少を見込んだためです。また、特定健康診査事業をはじめとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康維持や疾患予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者910人（前年度900人）を想定し、予算額は前年度比3.4%増の3億円を計上しました。介護給付費全体では、増加を見込み2億6,300万円を計上しています。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の3年目となります。介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねてまいります。

第3 国保診療所特別会計

令和元年11月に新築移転を行った診療所、老健施設は8年目を迎えることとなります。地域ニーズに合った医療機関、村民のかかりつけ医としての責任を認識し、新たな診療体制で経営改善に努めます。引き続き、村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

予算額は2億6,500万円で、一般管理費等の減により前年度に対し0.7%減となっています。

第4 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の被保険者590人（前年度615人）を想定し、保険料の徴収及び各種申請書の受付事務等に係る経費を計上しています。高齢者の保健事業と介護予防事業との連携を図り、一体的な事業を推進していきます。

予算額は、6,400万円で前年度比4.9%増となっています。

第7章 公営企業会計の予算概要

第1 簡易水道事業会計

現在、給水件数が954件で、給水普及率92%となっています。

中央監視装置の機器更新工事や県営基幹農道整備事業により支障となる水道管仮設工事を実施します。また、浄水場等の維持管理については、外部委託により安心・安全な水を安定して供給を行います。施設の老朽化、耐震対策については、村の財政状況に合わせ実施するよう検討を進め、引き続き健全な財政運営に努めます。

予算額は、4億1,491万8,000円です。

第2 小規模集合排水処理事業会計

宮代及び平の4施設の小規模集合排水処理施設の維持管理を行い、各組合の御尽力により安定した運営を実施しており、引き続き健全な財政運営に努めます。

予算額は、3,632万2,000円です。

第8章 むすび

以上のとおり、令和8年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げます。

ました。予算に関連します条例改正も併せて上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

令和8年度は、令和7年度以上に財政運営が難しい年度となりますが、引き続き財政調整基金や公債費の適正な管理、既存事業の効率化・最適化等による財政健全化に努めながらも、長引くエネルギー・食料品価格等の物価高騰により疲弊する村民生活や地域経済を下支えするべく、必要な措置は講じてまいります。

村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、令和8年度予算案の説明といたします。令和8年3月3日、東白川村長。

御清聴ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

なお、明日3月4日の本会議は午前9時30分から開催しますので、お願いをいたします。

本日はこれで延会します。

午後3時04分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

